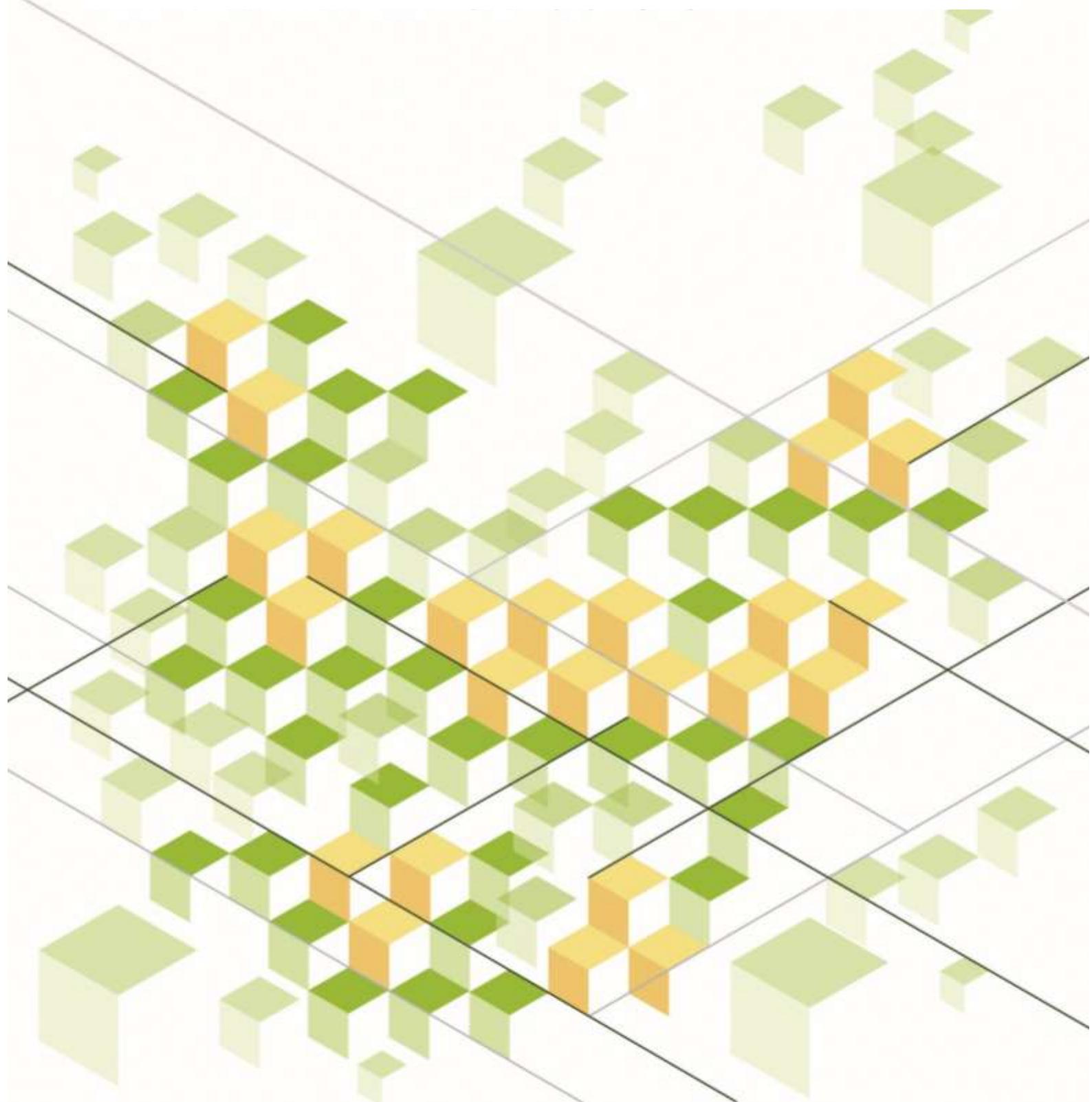


豊川市 立地適正化計画改定(案)



令和8年 月

豊川市

目 次

序 計画の概要	6 誘導施策
序-1 計画の背景と目的 ----- 5	6-1 基本的な考え方 ----- 36
序-2 計画の位置づけ ----- 6	6-2 居住の誘導のための施策 ----- 36
序-3 計画の範囲 ----- 6	6-3 都市機能の誘導のための施策 ----- 38
序-4 計画期間 ----- 6	7 法に基づく届出制度
1 まちづくりの方針	7-1 居住誘導区域外における届出 ----- 40
1-1 都市の将来像----- 7	7-2 都市機能誘導区域外における届出-- 41
1-2 まちづくりの方針 ----- 8	7-3 都市機能誘導区域内における届出-- 41
2 目指すべき都市の骨格構造	8 防災指針
2-1 基本的な考え方 ----- 10	8-1 防災指針とは ----- 42
2-2 都市の骨格構造 ----- 10	8-2 災害リスクの分析・評価----- 43
3 誘導方針----- 13	8-3 防災まちづくりの課題 ----- 44
4 居住誘導区域の設定	8-4 防災まちづくりの将来像----- 47
4-1 居住誘導区域の設定の考え方 ----- 16	8-5 防災まちづくりの取組み方針 ----- 48
4-2 居住誘導区域の設定 ----- 18	8-6 防災まちづくりに向けた 具体的な取組み----- 50
5 都市機能誘導区域の設定	8-7 取組みの進め方と防災まちづくりの 目標 ----- 52
5-1 都市機能誘導区域の設定の考え方 --20	9 計画の推進方法及び目標値の設定
5-2 都市機能誘導区域の設定 ----- 22	9-1 計画の推進方法 ----- 56
5-3 誘導施設の設定 ----- 30	9-2 目標値の設定 ----- 58

本計画書内の統計データについて

本計画書にて掲載している統計データは、現在の豊川市域を対象としたものです。
平成 18 年に旧宝飯郡一宮町が豊川市に編入し、その後、平成 20 年に旧宝飯郡音羽町と旧宝飯郡御津町が、平成 22 年に旧宝飯郡小坂井町が編入していますが、編入年次前の統計値についても旧 1 市 4 町の合計値を掲載しています。

目 次 (資料編)

1 都市構造の現状の整理	
1-1 都市形成過程の整理	67
1-2 人口・世帯数の動向	71
1-3 土地利用の状況	84
1-4 公共交通の状況	92
1-5 都市機能の分布状況	95
1-6 経済活動の状況	98
1-7 災害リスクの状況	104
1-8 財政状況	106
1-9 市民意識調査	112
1-10 都市構造の現状の整理	113
1-11 他都市との比較評価による 課題分析	115
2 将来見通しと都市構造上の課題整理	
2-1 人口の将来見通し	118
2-2 都市構造の将来見通しの評価	135
2-3 都市構造の将来見通しによる 課題整理	147
3 今後のまちづくりの課題整理	149
4 居住誘導区域	
4-1 視点1) 良好な居住環境の確保に 向けた検討	154
4-2 視点2) その他関連法による 除外	168
4-3 視点3) 活力の維持・創出に 向けた検討	169
4-4 視点4) 公共交通のカバー圏域による 検討	183
5 都市機能誘導区域	
5-1 誘導施設の検討	191
5-2 誘導施設の設定	199
6 防災指針	
6-1 災害リスクの分析方針	202
6-2 災害リスクの分析結果	206
7 計画の中間評価	
7-1 中間評価の必要性	217
7-2 中間評価の方法	217
7-3 中間評価の結果	218

参考資料

・策定経緯等	参- 3
・用語集	参-14
・誘導区域の経歴	参-24

序 計画の概要

序-1 計画の背景と目的

全国的に今後、急速な人口減少・少子高齢化が予測されており、拡散した市街地のままで人口が減少し低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が、将来困難になりかねない状況にあることが懸念されています。

こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取組むため、平成 26 年の都市再生特別措置法の改正により創設された立地適正化計画制度に基づき、本市では平成 28 年度に「豊川市立地適正化計画」を策定しました。

その後、国の法改正（「改正都市再生特別措置法」（H30.7 施行）、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」（R2.9 施行）等）や第 3 次豊川市都市計画マスタープラン等の関連計画の策定・改定等により、令和 2 年度に本計画の見直しを行いました。また、令和 6 年度から都市構造上の課題分析や、計画策定後の取組状況等に関する中間評価を行った結果、本市が抱える課題の傾向に大きな変化は見られませんでした。そのため、まちづくりの方針や目指すべき都市の骨格構造等については、前回改定時の内容を踏襲していますが、関連計画の改定等により見直しが必要な箇所については適宜内容の修正を図っています。

また、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」の改正に伴い立地適正化計画に「防災指針」を定めることとなりました。そこで各種ハザードの分析を行うとともに居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災機能の確保に向け、防災指針の策定を行いました。

（立地適正化計画の概要）

- 立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして作成するものです。
- 誘導した都市機能等拠点間を結ぶ公共交通サービスの充実や公共交通沿線へ居住を誘導する等、公共交通と居住、公共交通と都市機能の配置を一体として考えます。
- 立地適正化計画では、「立地適正化計画の区域」と「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針」を定めるとともに、住民の居住を誘導する「居住誘導区域」と都市機能増進施設の立地を誘導する「都市機能誘導区域」、「都市機能増進施設（誘導施設）」を定めます。また、居住の誘導及び都市機能増進施設の立地を誘導するために「市町村が講ずべき施策（誘導施策）」を定めます。

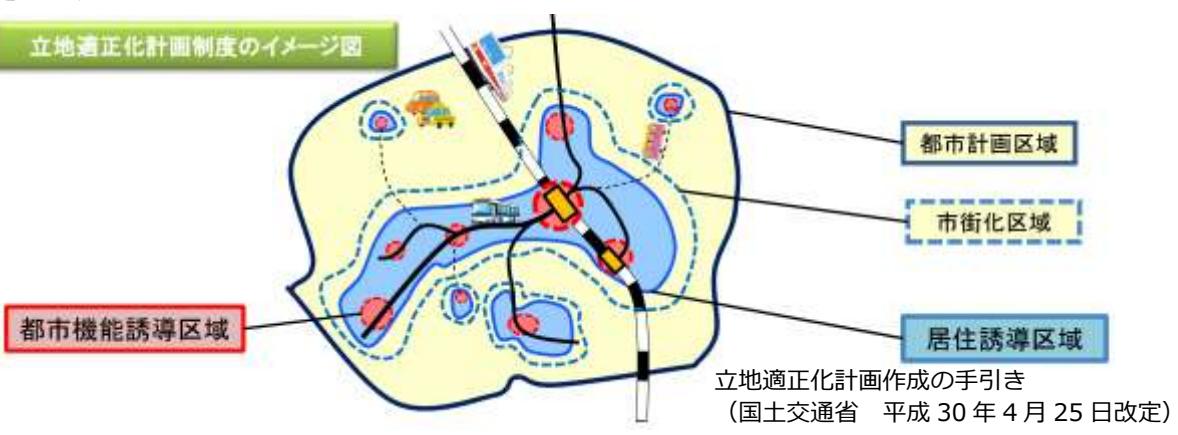


図 立地適正化計画制度のイメージ図

序-2 計画の位置づけ

立地適正化計画は都市計画マスタープランの高度化版であり、都市再生特別措置法に基づき、医療・福祉等の都市機能や居住の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして策定するものです。

このため、本市のまちづくりの指針である「総合計画」や、愛知県が広域的な視点から定める「東三河振興ビジョン」や「東三河都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、関連分野の計画との連携が求められます。

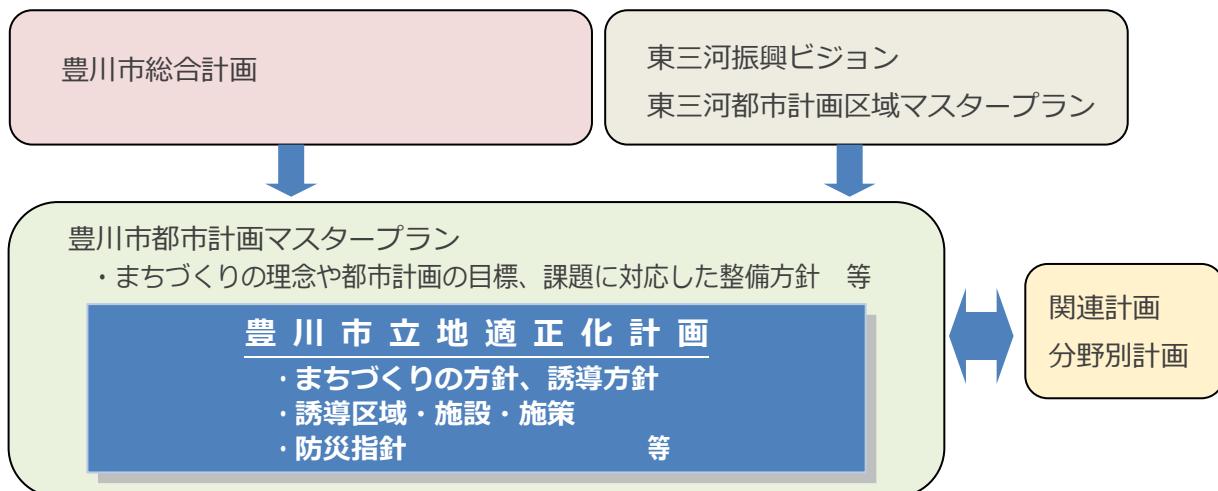


図 豊川市立地適正化計画の位置づけ

序-3 計画の範囲

本市では、市全域が都市計画区域内であり、市が一体となって今後も持続可能な都市を形成するための計画とするため、立地適正化計画の範囲は、本市全域とします。

序-4 計画期間

立地適正化計画は長期的な展望を見据えながら都市構造の再編を進める必要があるため、令和22年（2040年）を目標年次とします。

1 まちづくりの方針

1-1 都市の将来像

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられます。そのため、豊かな歴史・文化と自然環境を次世代に継承し、安全で快適で活気あるにぎやかなまちを実現するため、立地適正化計画において目指す都市の将来像は、都市計画マスタープランを踏襲し「歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市」と定めます。

都市の将来像の実現に向け、立地適正化計画では、都市機能の集約や居住の誘導、拠点との交通ネットワークの充実により都市経営の効率化に努めながら、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感でき、生涯にわたり住み続けたくなるようなまちづくりを進めます。また、地域の特色を生かした多様な産業の育成・強化や男女が共に子育てと仕事が両立できる子育て環境の整備、拠点の活性化等により、まちの活力とにぎわいを創出し都市の魅力を高めていきます。

【都市の将来像】

歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市

都市の将来像

歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市

今後のまちづくりの柱

都市機能の集約

居住の誘導

拠点との交通
ネットワークの充実

活力とにぎわいの創出

まちづくりの方針

地域の特性に応じた都市機能が配置されたまち

安全・安心で住み続けられるコンパクトなまち

誰もが都市機能にアクセスできるまち

豊川らしさの発揮による活力とにぎわいのあるまち

図 都市の将来像を実現するためのまちづくりの方針（体系）

1-2 まちづくりの方針

都市の将来像の実現に向け、「都市機能の集約」「居住の誘導」「拠点との交通ネットワークの充実」「活力とにぎわいの創出」の4つのまちづくりの柱に対応するためのまちづくりの方針を示します。

【都市機能の集約に向けた方針】

地域の特性に応じた都市機能が配置されたまち

- 人口減少、少子高齢化により機能低下が想定される都市機能がある中で、将来にわたり必要な機能を維持し、自動車を使わずに誰もが利用できるよう、鉄道の利便性を活かし、主要な鉄道駅周辺へ必要な都市機能を配置します。
- 市域を横断する名鉄豊川線や姫街道沿線の拠点周辺では、市外や市内各所からアクセスしやすい立地特性を活かし、全ての市民の生活を支え、多世代の交流を促進する都市機能を配置します。
- 後背地に豊かな自然が広がる拠点では、将来にわたり住民の交流や豊かな定住環境を支えることができるよう、周辺拠点との連携による機能補完も含め、必要な都市機能を効率的に確保します。

【居住の誘導に向けた方針】

安全・安心で住み続けられるコンパクトなまち

- 人口減少の社会情勢下において生活サービスが持続的に確保された快適な生活環境を維持・確保できるよう、都市機能が集積した生活利便性の高い拠点周辺の市街地に人口が集積したコンパクトなまちを形成します。
- 豊かな自然に囲まれた特性を活かし、多様な都市機能が集積した利便性の高い地域での居住地とあわせ、豊かな自然に囲まれた地域でのゆとりある居住地を確保し、市民等の多様な居住意向に対して市内で居住地の選択が可能なまちを形成します。
- 土砂災害等の自然災害に対し安全な地域への居住を誘導します。

【拠点との交通ネットワークの充実に向けた方針】

誰もが都市機能にアクセスできるまち

- 都市間を連絡し本市の公共交通軸を形成する鉄道4路線について、関係機関と調整しながら高い利便性を維持していきます。
- 都市機能の集約や居住の誘導を促進しながら、自動車を利用できない人も含めた市民の移動手段を確保するため、地域のニーズや需要に即したメリハリのある効率的な公共交通体系を形成します。
- 都市活動を支え市民交流を円滑化するため、拠点間を連絡する幹線道路ネットワークを形成するとともに、生活道路の安全と快適性を確保します。
- 鉄道駅やバス停といった交通結節点と都市施設間において、誰もが安全・快適に移動できる交通環境を確保します。

【活力とぎわいの創出に向けた方針】

豊川らしさの発揮による活力とぎわいのあるまち

- 豊川稲荷等の本市ならではの歴史・文化資源等を活用し多くの来訪者を呼び込むとともに、市民等が利用する商業機能・公共施設等を拡充させ、市内外からの交流人口の拡大により雇用機会を創出することで地域経済の活性化を図ります。
- 既存産業の活性化とあわせ、工業系用途地域が拠点に近接する特性を活かし、通勤しやすい居住地を確保します。
- 都市間を連絡する公共交通の利便性を維持するとともに、広域交通を処理する利便性の高い幹線道路ネットワークを関係者と協働で確保し、多様な交通手段により移動可能な広域交通環境を形成します。

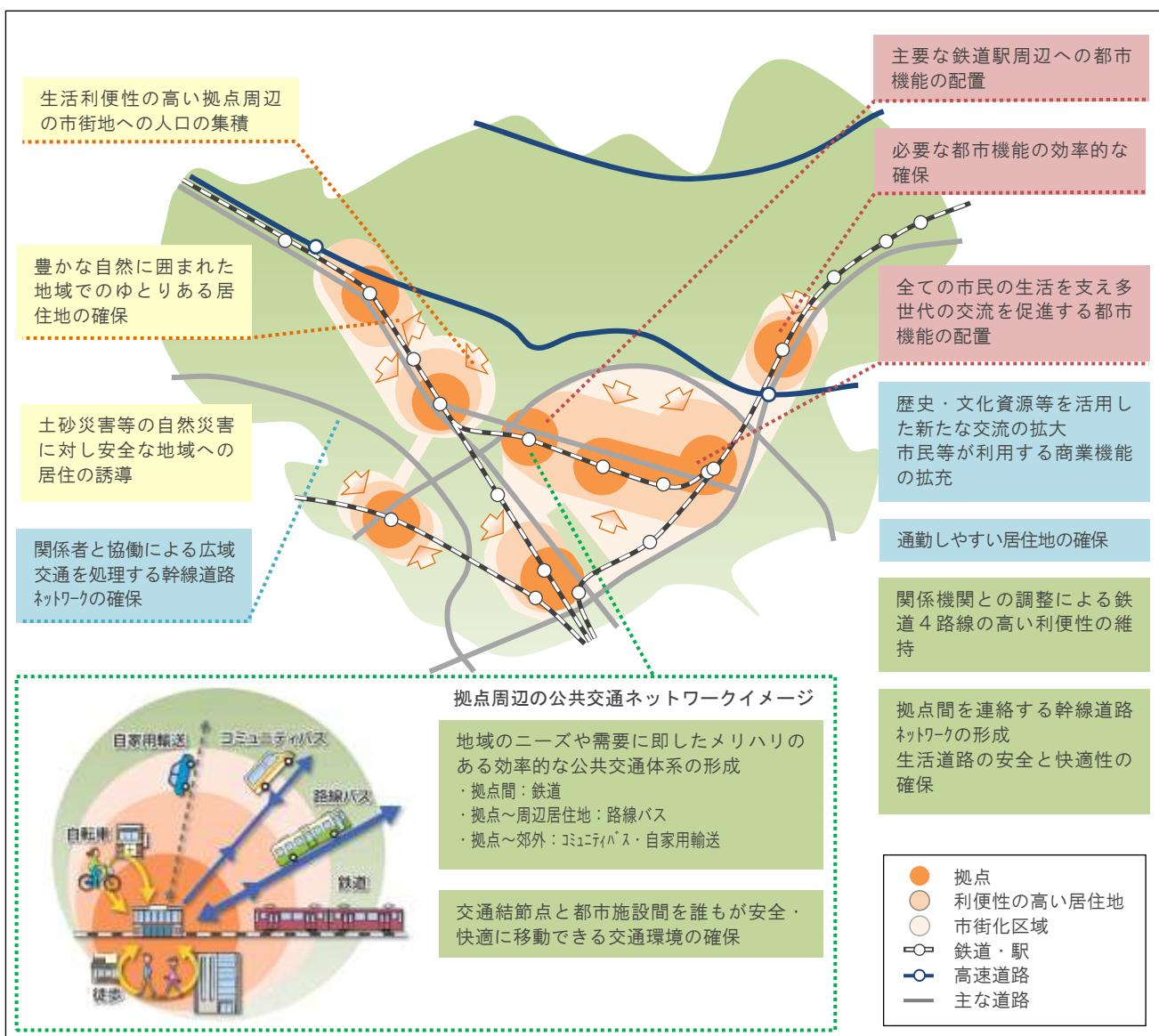


図 まちづくりの方針イメージ

2 目指すべき都市の骨格構造

2-1 基本的な考え方

立地適正化計画が目指すべき都市構造は、市街地が広がる地域と自然環境に囲まれた地域がそれぞれの個性を発揮できるよう、第7次豊川市総合計画に示された都市構造と同様に、主要な鉄道駅周辺の市街地を拠点として位置づけ、都市機能の集約を図ります。

また、効率的にこれら拠点を連絡するため、周辺都市や各拠点を結ぶ道路や公共交通等の骨格軸から身近な移動を支える移動手段まで階層性のある交通ネットワークを形成します。

これらの拠点及びネットワークの確保により拠点間の連携・補完を図りながら、本市が一体となって「歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市」を目指します。

2-2 都市の骨格構造

都市の骨格構造として、上位関連計画の位置づけや鉄道駅周辺の現状等を踏まえながら、以下の拠点と交通軸（道路軸、公共交通軸）を配置します。

【拠 点】

◆中心拠点

○行政機関や公共施設、商業等の都市機能が特に集積し、本市の中心に位置づける地域

- ・市内を貫く(都)姫街道線を軸として、東西の拠点である豊川地区、諏訪地区と、それらを結ぶ中央通地区の3地区を一体的に捉えた中心市街地

◆地域拠点

○公共施設や商業等の地域の特性に応じた都市機能が集積し、各地区の暮らしの中心に位置づける地域

- | | |
|--------|-------------------|
| ・八幡地区 | ：八幡駅周辺 |
| ・国府地区 | ：国府駅周辺 |
| ・一宮地区 | ：三河一宮駅周辺 |
| ・音羽地区 | ：名電赤坂駅周辺 |
| ・御津地区 | ：愛知御津駅周辺 |
| ・小坂井地区 | ：伊奈駅、西小坂井駅、小坂井駅周辺 |

【道路軸】

◆広域幹線軸

- 隣接都市との連続性を持ち、市域を跨ぐ広域的な通過交通を分担し、下位路線への不要な交通の進入を軽減し、多量の道路交通を処理する道路

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ・東名高速道路 | ・新東名高速道路 |
| ・(都)国道1号線 | ・(都)名豊線(国道247号) |
| ・(都)名豊道路(国道23号バイパス) | ・(都)豊川新城線(国道151号バイパス) |
| ・(都)前芝豊川線(国道151号・国道247号) | ・(都)東三河環状線 |

◆地域幹線軸

- 隣接する都市間を連絡し、都市間の交流を促進する連携軸となる道路
- 市内の各拠点間を連絡し、拠点・地域間の交流を促進する連携軸となる道路
- 交流人口を創出し、まちのにぎわいを高める都市軸となる道路
- 生活圏の外郭を形成し、生活圏への不要な通過交通の流入を排除するとともに良好な住環境を形成する道路

- | | | |
|-------------|-----------|---------|
| ・(都)姫街道線 | ・(都)豊橋豊川線 | ・(都)中通線 |
| ・(都)篠束野口線 等 | | |

【公共交通軸】

◆広域公共交通軸

- 市内と市外及び拠点間を結ぶ路線で、広域的な移動の役割を担う路線（広域路線）

- | | |
|--------------|--------------|
| ・JR東海道本線・飯田線 | ・名鉄名古屋本線・豊川線 |
| ・豊鉄バス新豊線・豊川線 | |

◆基幹公共交通軸

- 地域の拠点を相互に連絡する役割を担い、市内の交通結節点と主要施設を結ぶほか、広域路線への接続を担うバス路線（基幹路線）

- | | | |
|-------------|--------|-------|
| 豊川市コミュニティバス | | |
| ・ゆうあいの里八幡線 | ・千両三上線 | ・小坂井線 |
| ・一宮線 | ・音羽線 | ・御津線 |

◆地域公共交通軸

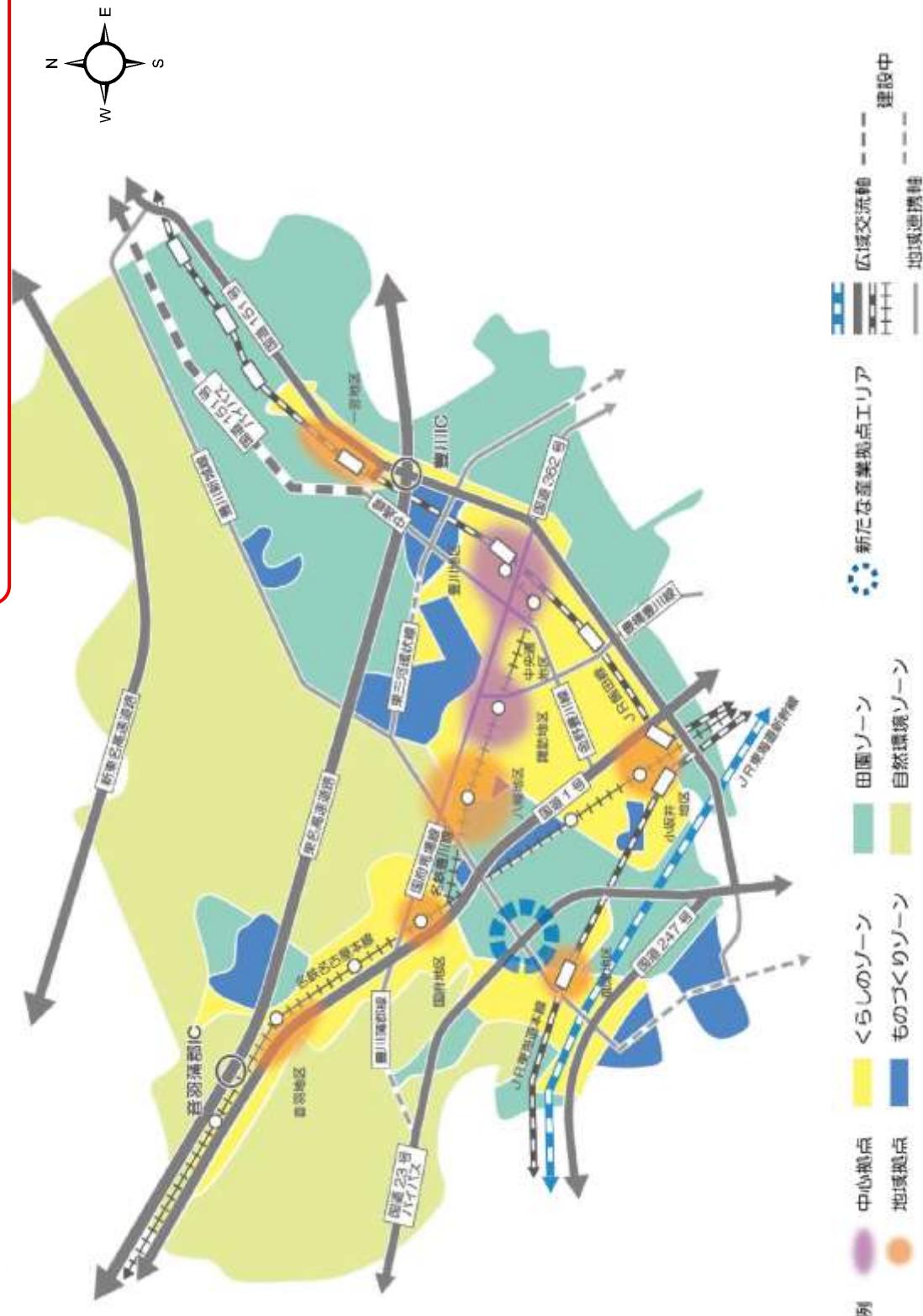
- 小中学校区のエリア程度の地域内を運行し、広域路線や基幹路線の交通結節点への接続を担うバス路線（地域路線）

- | | | |
|---------------------|-------------------|--|
| 豊川市コミュニティバス | | |
| ・音羽地区地域路線（つつじバス） | ・御津地区地域路線（ハートフル号） | |
| ・一宮地区地域路線（本宮線のんほい号） | ・御油地区地域路線（ごゆりんバス） | |

2 目指すべき都市の骨格構造

図2 市の骨格構造

※「都市の骨格構造」は、今後の関連計画の策定・改定状況等により変更が生じる場合があります。



3 誘導方針

本市の各地域でみられる人口特性と都市機能の立地特性等から、各まちづくりの方針に対し、都市機能の適正配置や人口密度の維持等に向けた誘導方針を示します。

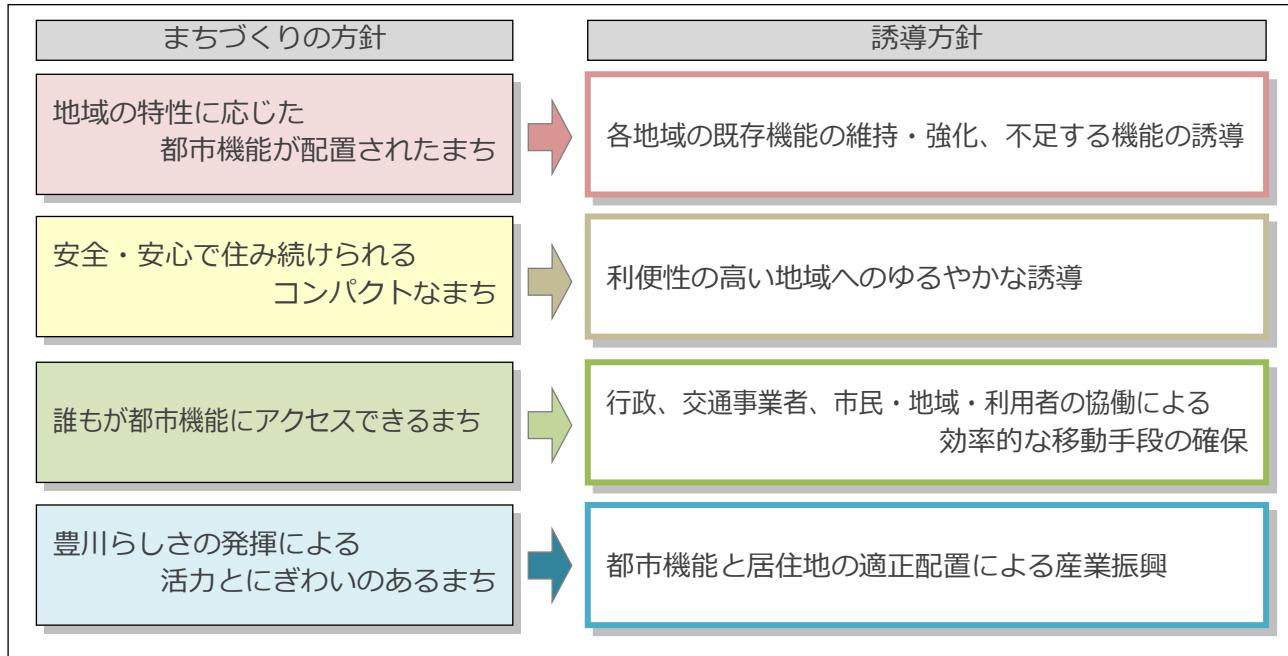


図 まちづくりの方針に対する誘導方針

誘導方針 1 都市機能の誘導

各地域の既存機能の維持・強化、不足する機能の誘導

人口減少、少子高齢化により将来的に機能の維持が困難となる都市機能がある中で、市全体が持続的に発展できるよう、中心拠点と全ての地域拠点に都市機能誘導区域を設定し、各拠点に都市機能施設を適正に誘導します。なお、区域内への誘導は、施設の新設時・建替え時において行い、ゆるやかに機能の集約化を推進します。

【拠点別の誘導方針】

◆中心拠点

○本市の魅力ある生活環境の確保や、活力とにぎわいの向上をけん引する拠点を形成するため、市内外からの交流人口の拡大と、地域経済の活性化に資する都市機能等を誘導します。

◆地域拠点

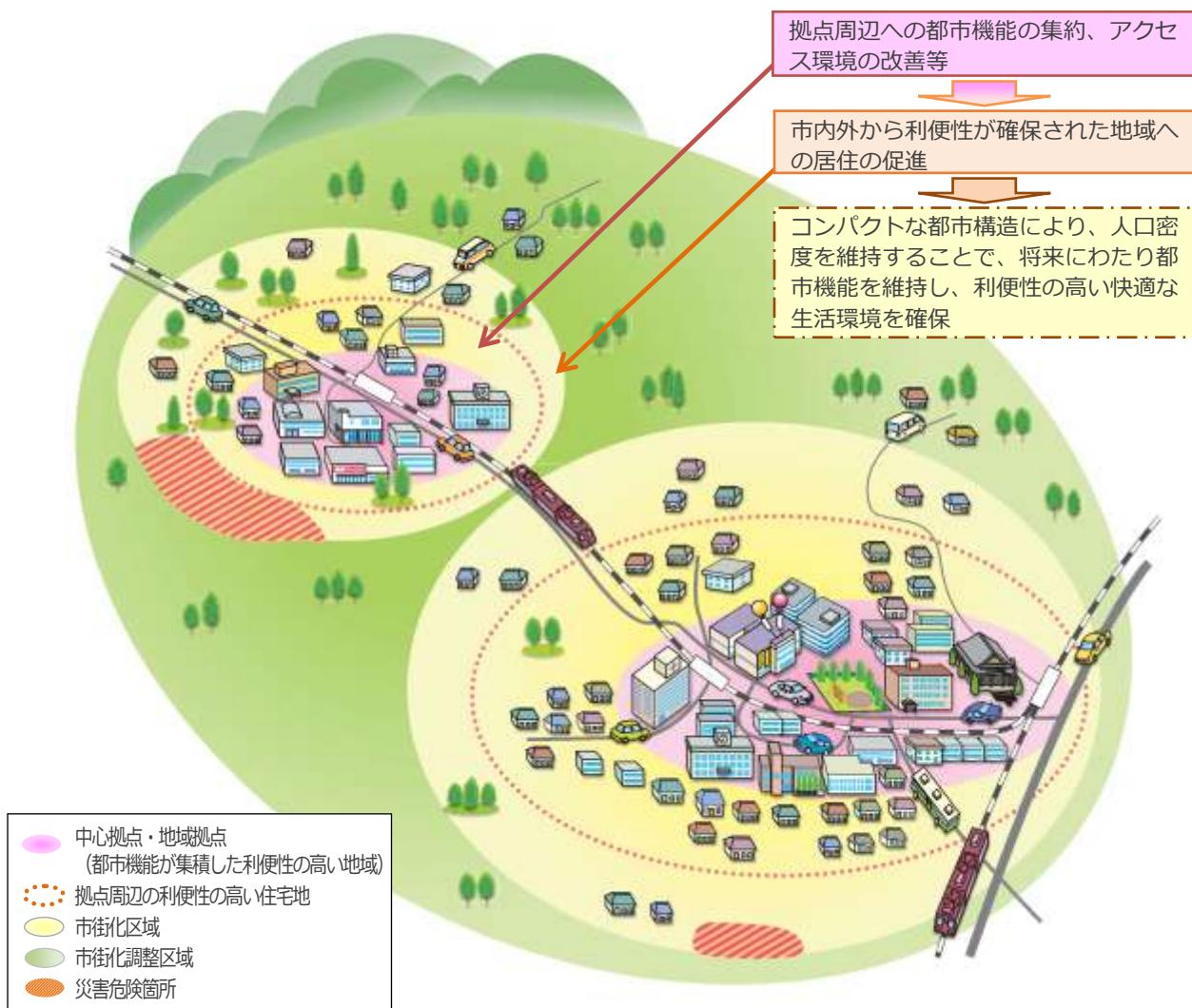
○各拠点とその後背地の居住者の生活利便性を維持するための都市機能を誘導します。また、市全体の都市機能の配置を踏まえながら、必要な都市機能を誘導します。

誘導方針2 居住の誘導

利便性の高い地域へのゆるやかな誘導

拠点周辺への都市機能の集約やアクセス環境の改善等により、拠点の生活利便性を向上させることで、市内外から利便性が確保された地域への居住を促進し、時間をかけ緩やかにコンパクトな都市構造が形成されることを目指します。

なお、市街化調整区域の居住地においても多くの人が生活していることから、これまで引き継がれてきた豊かな自然と調和した生活環境を維持するため、地域のニーズ等を踏まえながら生活の利便性が大きく低下することがないよう努めます。



※拠点周辺への都市機能の集約について

- ・人口減少下においても郊外部を含む市民のみなさんの暮らしを守るために、少なくとも市民が集まりやすい拠点において都市機能を維持・確保することで暮らしやすさを維持するものです。今ある都市機能施設について、強制的に移転を行うものではありません。

※市内外から利便性が確保された地域への居住の促進について

- ・人口減少下において都市機能を維持・確保するには、利用者を確保する必要があるため、拠点周辺の利便性の高い居住地に居住を促進しますが、様々な市民のみなさんの居住意向がある中で、拠点周辺だけにしか住んではいけないという方針を示したものではありません。

図 利便性が高い地域への誘導イメージ

誘導方針3 拠点との交通ネットワークの充実

行政、交通事業者、市民・地域・利用者の協働による効率的な移動手段の確保

拠点相互のアクセスの充実と生活圏への不要な通過交通の排除を図るための幹線道路ネットワークを各道路管理者と協働で整備するとともに、地域特性やニーズに配慮し、まちづくりと一体となった道づくりを関係者と連携して推進します。

持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、各関係者の役割分担を明確化し、適正な費用負担を含めそれが協働で責任を持って公共交通を支えます。地域にとって必要な路線は、地域組織を立ち上げる等、地域が主体的に運行確保についての取組みを行い、行政はこれらの取組みを積極的に支援します。

路線区分	検討・運行主体	サービス水準		輸送量
		運行本数	運行圏域	
広域路線	・鉄道事業者 ・民間バス事業者	多い	広域・拠点間	多い
基幹路線	・行政 ・交通事業者	少ない	地域間	少ない
地域路線	・地域 ・交通事業者	少ない	地域間	少ない

図 効率的な移動手段の確保（公共交通）

誘導方針4 活力とにぎわいの創出

都市機能と居住地の適正配置による産業振興

歴史・文化的資源等を保全・活用したまちのにぎわいを維持・拡大できるように留意し、都市機能と居住の誘導を進めます。

事業所や工場が集積する地域では産業振興を進め、周辺地域での居住を確保するとともに、事業所や工場を発着する各種交通を安全かつ円滑に処理できる交通軸を形成します。

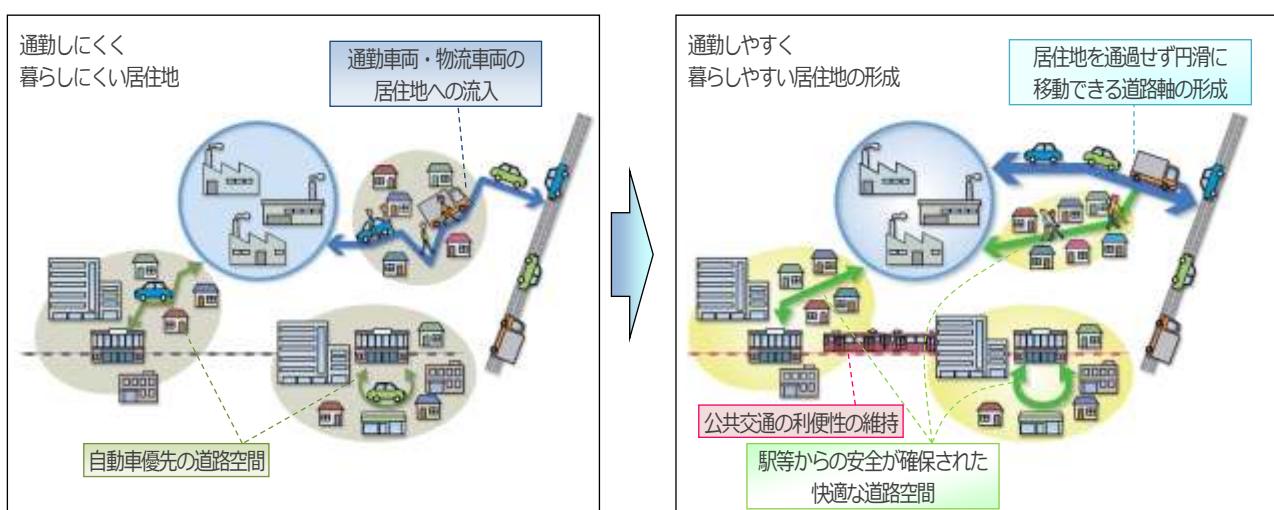


図 産業振興と連携した取り組みイメージ

4 居住誘導区域の設定

4-1 居住誘導区域の設定の考え方

(1) 都市計画運用指針における基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能施設やコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

本計画を活用して居住の誘導等を行う際には、市町村内の主要な中心部のみに誘導しようとするのではなく、市町村合併の経緯や市街地形成の歴史的背景等も踏まえ、合併前の旧町村の中心部等の生活拠点も含めて誘導することが望されます。また、農業等の従事者が旧来の集落に居住し続けることも当然であり、全ての人を居住誘導区域に誘導することを目指すものではありません。

(2) 本市における基本的な考え方

全国的に生活利便性が高い市街地で人口減少が生じており、都市機能を将来にわたり確保するには利用圏域の人口密度を維持することが必要です。

本市では、都市機能施設が市内各所に立地し、特に工業専用地域を除く市街化区域ではおおむね全域で医療、福祉、商業、公共施設、公共交通のいずれかの都市機能施設に徒歩でアクセスできるほか、鉄道沿線市街地等において広く土地区画整理事業が施行され、道路・公園等の都市基盤がバランスよく配置された良好な住宅地が形成されています。

また、就業者数が多い製造業等を軸に産業振興が求められる本市では、新たな雇用創出に伴う転入者に対し、生活利便性が高い市街地への居住を誘導することも重要になっています。

そこで、時間をかけ緩やかにコンパクトな都市構造を目指すにあたり、居住地選択の一つの判断基準として居住誘導区域を設定し、新たな居住者を適切に誘導することで都市機能の確保に必要な人口密度を維持します。

なお、「2 目指すべき都市の骨格構造」において位置づけた拠点周辺への居住を促進しますが、市民のみなさんの様々な居住意向がある中で、拠点周辺だけにしか住んではいけないという方針を示したものではありません。

【本市における居住誘導区域の考え方のまとめ】

- 市街化調整区域内の居住者を含めた市民の生活利便性やコミュニティが持続できるよう都市機能を確保するために人口密度を維持する区域
- 工業系用途地域が中心拠点や地域拠点に近接する本市の特性を、持続可能な都市を形成する上での強みとして捉えた、既存及び新規産業の活性化と調和する区域

(3) 居住誘導区域の設定方法

本市の居住誘導区域は、災害に対する安全で良好な居住環境を確保しながら、本市における居住誘導区域の考え方を踏まえた区域を設定します。

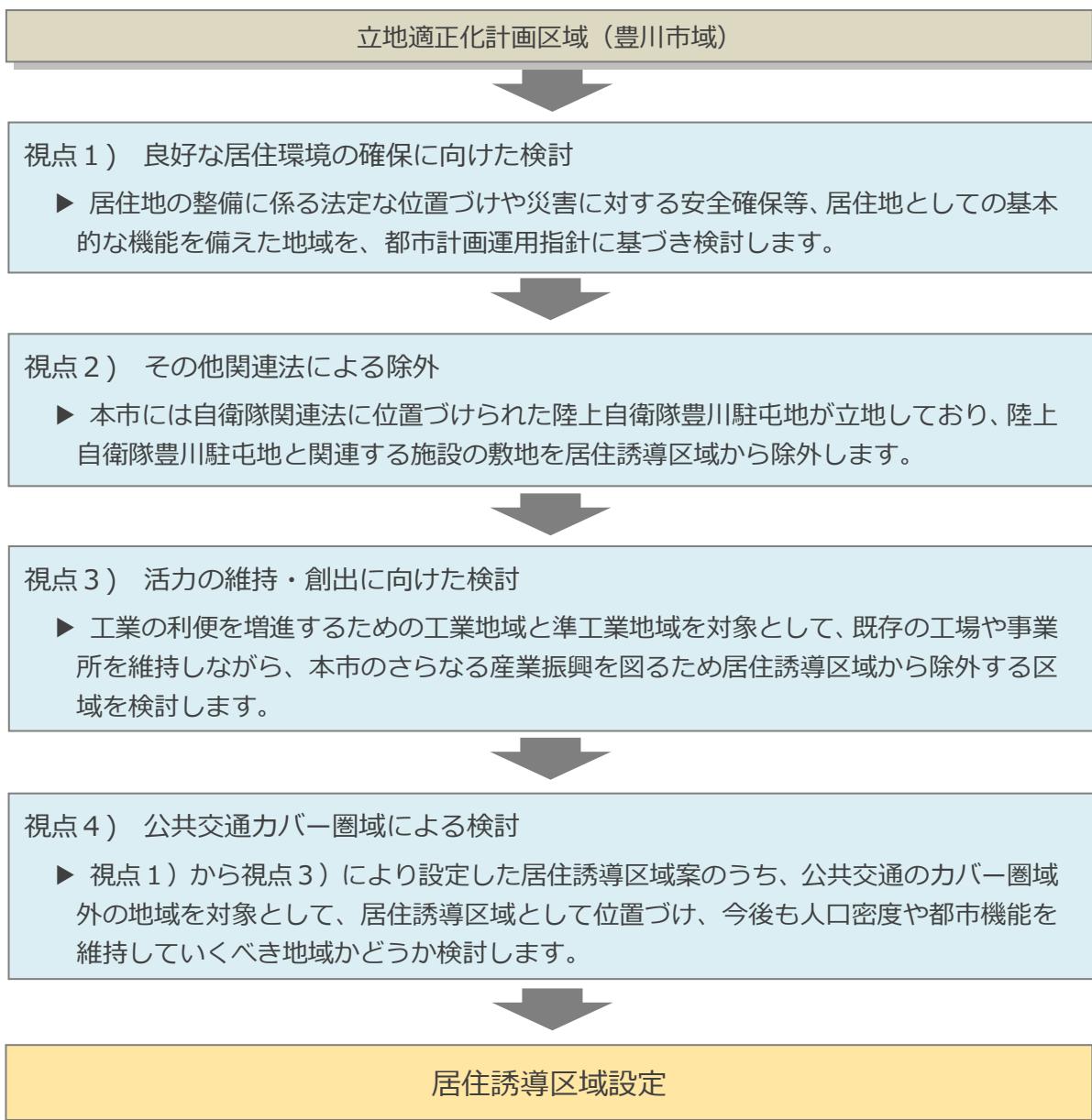


図 居住誘導区域の検討ステップ

4-2 居住誘導区域の設定

(1) 居住誘導区域の設定手順

居住誘導区域の設定方法に示した視点ごとに、居住誘導区域の具体的な設定手順を設定します。

【居住誘導区域の設定方法】

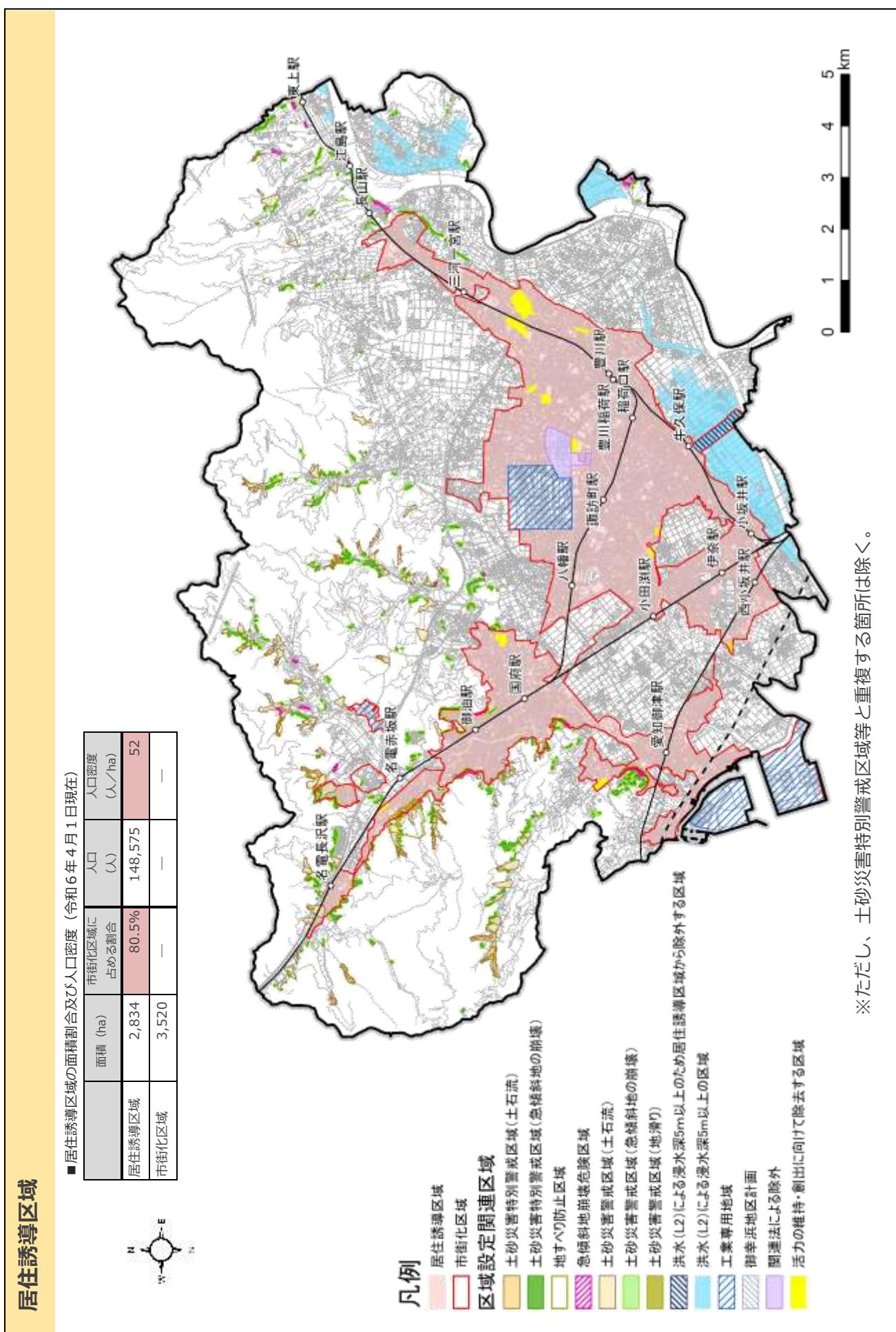
視点	ステップ	区域の設定手順
視点1) 良好な居住環境の確保に向けた検討	ステップ①	<p>「居住誘導区域に含まないこととされている区域の除外」</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域の除外 土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の除外
	ステップ②	<p>「原則として居住誘導区域に含まないこととすべきである区域の除外」</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波災害警戒区域（浸水深2m以上の区域）の除外
	ステップ③	<p>「居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域の除外」</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域（浸水深2m以上の区域）の除外 愛知県洪水浸水想定区域図（計画規模）による浸水深3m以上のエリアを囲む地形地物により除外 愛知県洪水浸水想定区域図（想定最大規模）による浸水深5m以上のエリアを囲む地形地物により除外（牛久保・正岡地区に限る） 愛知県高潮浸水想定区域図（伊勢湾台風規模、堤防等決壊なし）による浸水深3m以上のエリアを囲む地形地物により除外
	ステップ④	<p>「居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域の除外」</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域・御幸浜地区計画の計画区域
視点2) その他関連法による除外		<p>「自衛隊関連法に位置づけられた駐屯地と関連する区域の除外」</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊豊川駐屯地、豊川訓練場・官舎
視点3) 活力の維持・創出に向けた検討	ステップ①	<p>「一団の工業用地の抽出」</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度都市計画基礎調査の現況土地利用において、1ha以上の工業系土地利用を抽出
	ステップ②	<p>「本市の産業振興に資する公共公益施設の抽出」</p> <ul style="list-style-type: none"> 東名高速道路豊川インターチェンジを抽出
	ステップ③	<p>「ステップ①、②の区域に対し、付帯施設の整備状況や土地利用の一体性、将来土地利用等を踏まえ、地形地物等による除外区域の設定」</p>
視点4) 公共交通カバー圏域による検討		<p>「公共交通カバー圏域に含まれない一団の居住誘導区域を除外」</p> <p>「人口密度が一定規模確保されていない地域で、低未利用地が多く都市的な土地利用として活用されていない地域の除外」</p> <p>（本規定により除外する区域なし）</p>



居住誘導区域設定

ただし、居住誘導区域の設定後においても、以下の規定により適切な見直しを図ります。

規定1) 災害の発生のおそれのある区域の取扱いについて	視点1)のステップ①で設定した土砂災害特別警戒区域等が変更となり重複する箇所は除く。
規定2) 陸上自衛隊豊川駐屯地関連施設の取扱いについて	「自衛隊関連法に位置づけられた駐屯地と関連する区域の除外」で除外された箇所において、国有地の売却等により除外理由が喪失した時点で、誘導区域の設定の考え方と照らし合わせ、誘導区域に含める。



5 都市機能誘導区域の設定

5-1 都市機能誘導区域の設定の考え方

(1) 都市計画運用指針における基本的な考え方

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能施設を都市の骨格構造上の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

医療、福祉、子育て支援、商業といった都市機能施設の立地に焦点が当てられる中では、これらの施設を適切に誘導・配置することが重要となります。このような観点から設けられた都市機能誘導区域は、具体的なエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示し、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、都市機能施設の誘導を図るものです。

また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能施設が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等により容易に移動できる範囲で定めることが考えられます。

(2) 本市における基本的な考え方

人口減少・少子高齢化が進行する中で、都市の将来像である「歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市」を実現するためには、地域の特性に応じた都市機能施設を適切に配置することで、各地域の生活利便性を確保するとともに、新たな交流人口を創出し、都市の活力を拡大することが必要です。また、自動車を使わずに誰もが都市機能施設を利用できるよう、公共交通や徒歩で移動できる位置に都市機能施設を確保することが重要です。

このため、本市では、「3 誘導方針」に定めたとおり、「2 目指すべき都市の骨格構造」における中心拠点と全ての地域拠点に都市機能誘導区域を設定し、各拠点に都市機能施設を維持・誘導します。

なお、今ある都市機能施設について強制的に移転を行うものではなく、人口減少・少子高齢化が進行する中であっても郊外部を含む市民の暮らしやにぎわいのある都市を守るため、少なくとも周辺からの公共交通によるアクセス利便性が高い拠点において都市機能施設を維持・誘導するものです。

【本市における都市機能誘導区域の考え方のまとめ】

- 都市機能施設が集積し交通利便性の高い中心拠点、地域拠点において、市全体の生活利便性や地域コミュニティ、にぎわいを持続的に確保するために「維持」「誘導」する都市機能施設と実施する施策を明確化する区域

(3) 都市機能誘導区域の設定方法

本市の都市機能誘導区域は、人口減少・少子高齢化が進行する中であっても市全体の生活利便性や地域コミュニティ、にぎわいを持続的に確保するとともに、主要な鉄道駅から徒歩や自転車等により移動できる範囲として以下のとおり設定します。

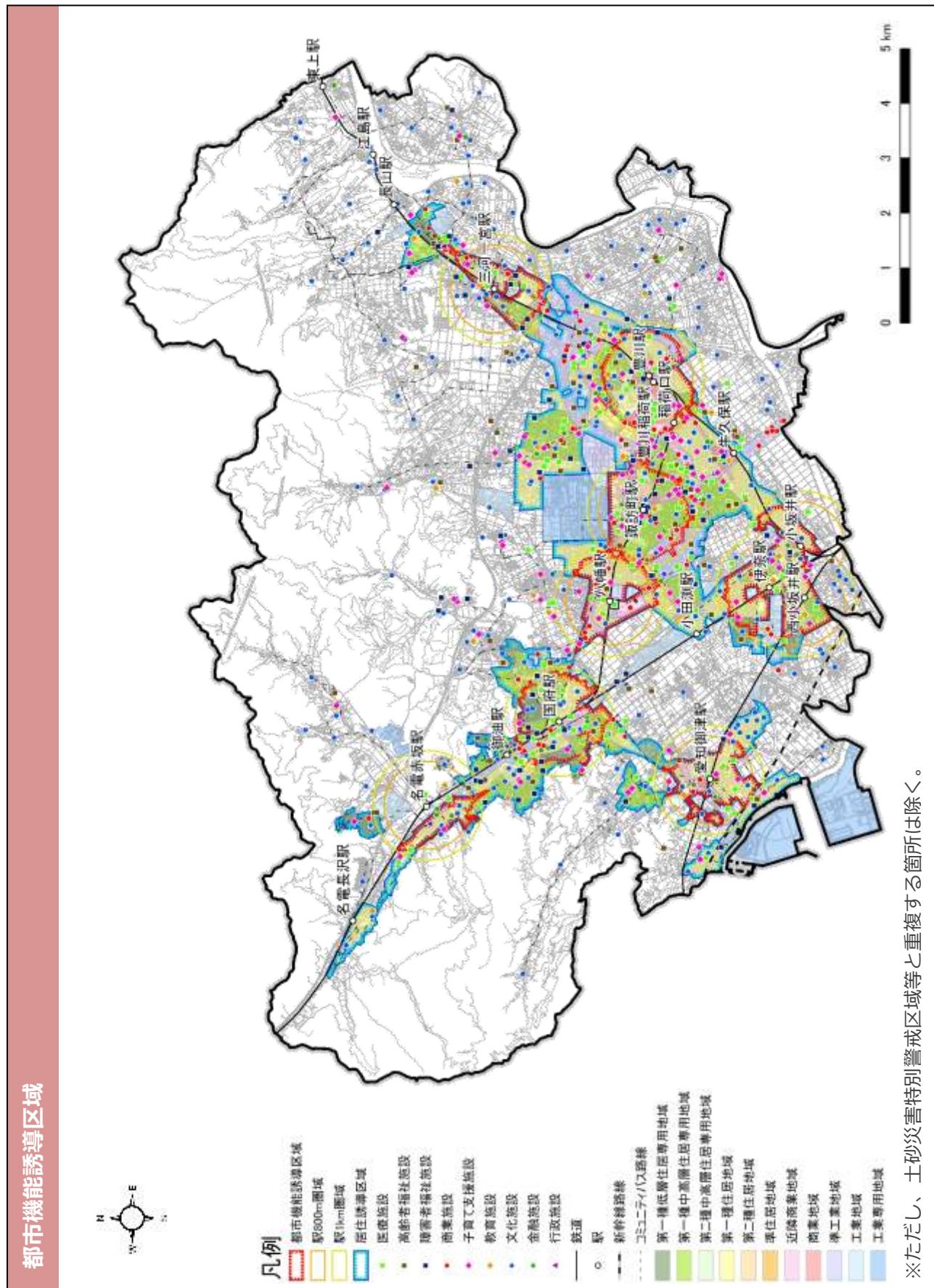
【都市機能誘導区域の設定方法】

- ①居住誘導区域の範囲内で設定します。
- ②中心拠点及び地域拠点の中心となる駅から半径 800m～1km^{※1}の範囲を基本とし、800m圏を超えた最初の用途地域境界や道路や河川等の地形地物を境界として設定します。
なお、地形地物を境界に設定する場合は、その中心線を定め境界線とします。
- ③拠点のにぎわいの創出に向け、駅から半径 1km にある近隣商業地域や商業地域（日用品の買物をする店舗をはじめ商業等の業務の利便の増進を図るための用途地域）を都市機能誘導区域に設定します。
- ④中心市街地として拠点を形成してきたことから豊川市中心市街地商業等活性化基本計画の計画区域を都市機能誘導区域に設定します。
- ⑤合併前の旧町の中心である支所を含む範囲を都市機能誘導区域に設定します。
- ⑥第一種低層住居専用地域のうち、建蔽率が 30%、容積率が 50%に指定されている地域は、上記②の範囲内であっても都市機能施設の立地が見込めないことから都市機能誘導区域に設定しないこととします。

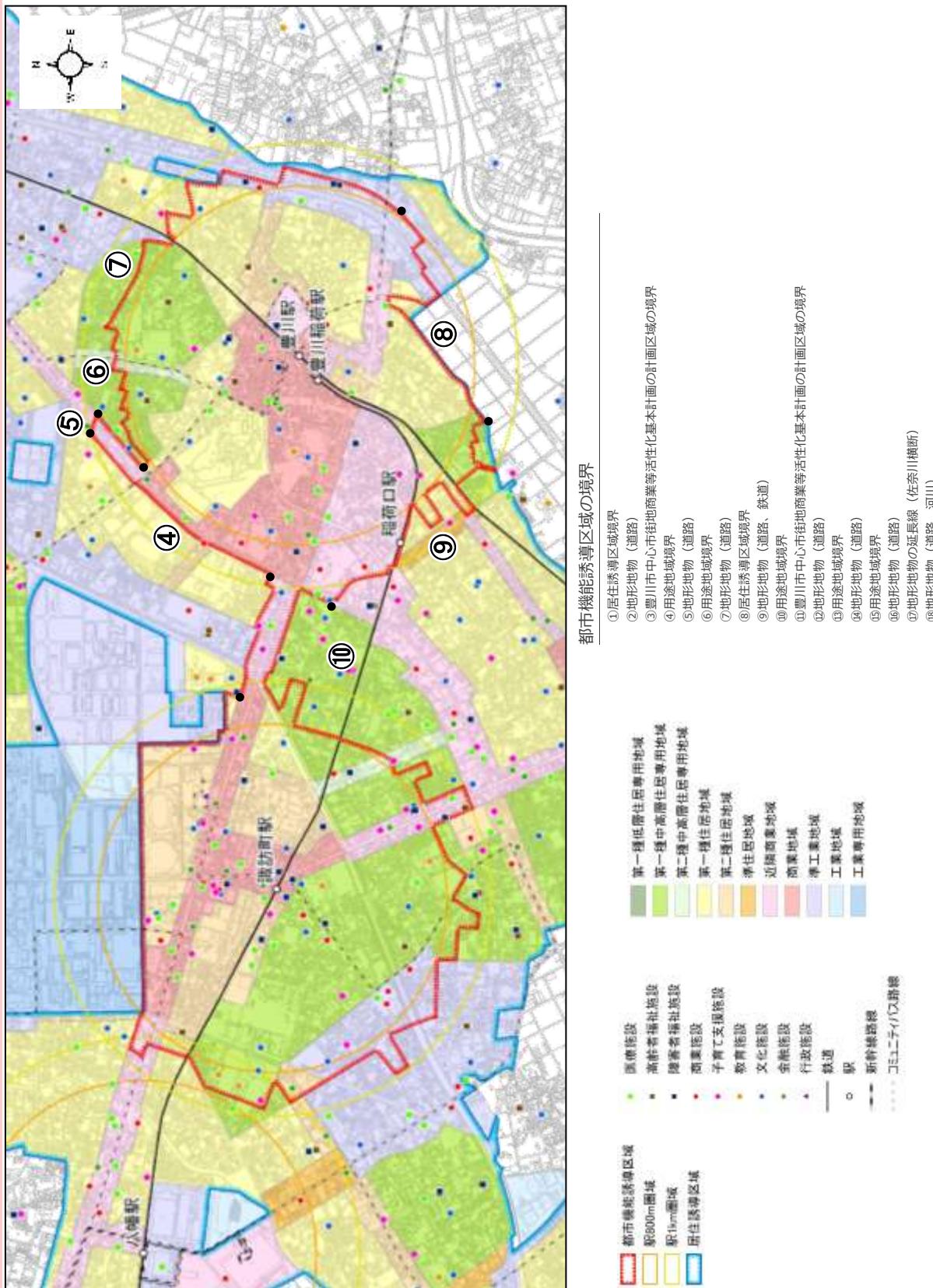
※ 1：駅からの距離は、改札口からの直線距離とします。改札口が複数ある駅は、各改札口の中央の点からの直線距離とします。

5-2 都市機能誘導区域の設定

本市における都市機能誘導区域を下図のとおり設定します。

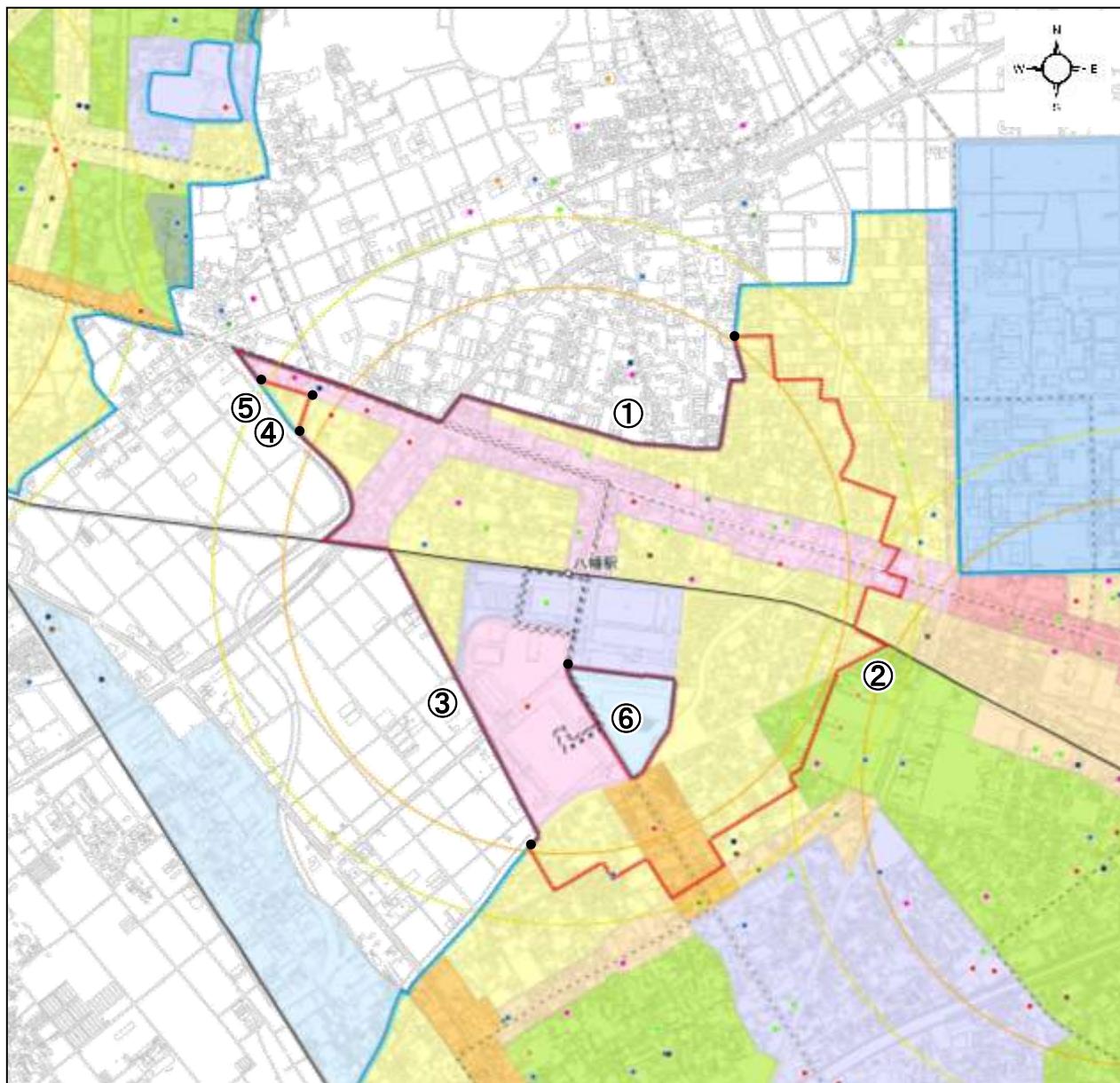


●中心拠点（豊川地区、中央通地区、諏訪地区） 面積：466ha



5 都市機能誘導区域の設定

● 地域拠点（八幡地区） 面積：143ha



凡例

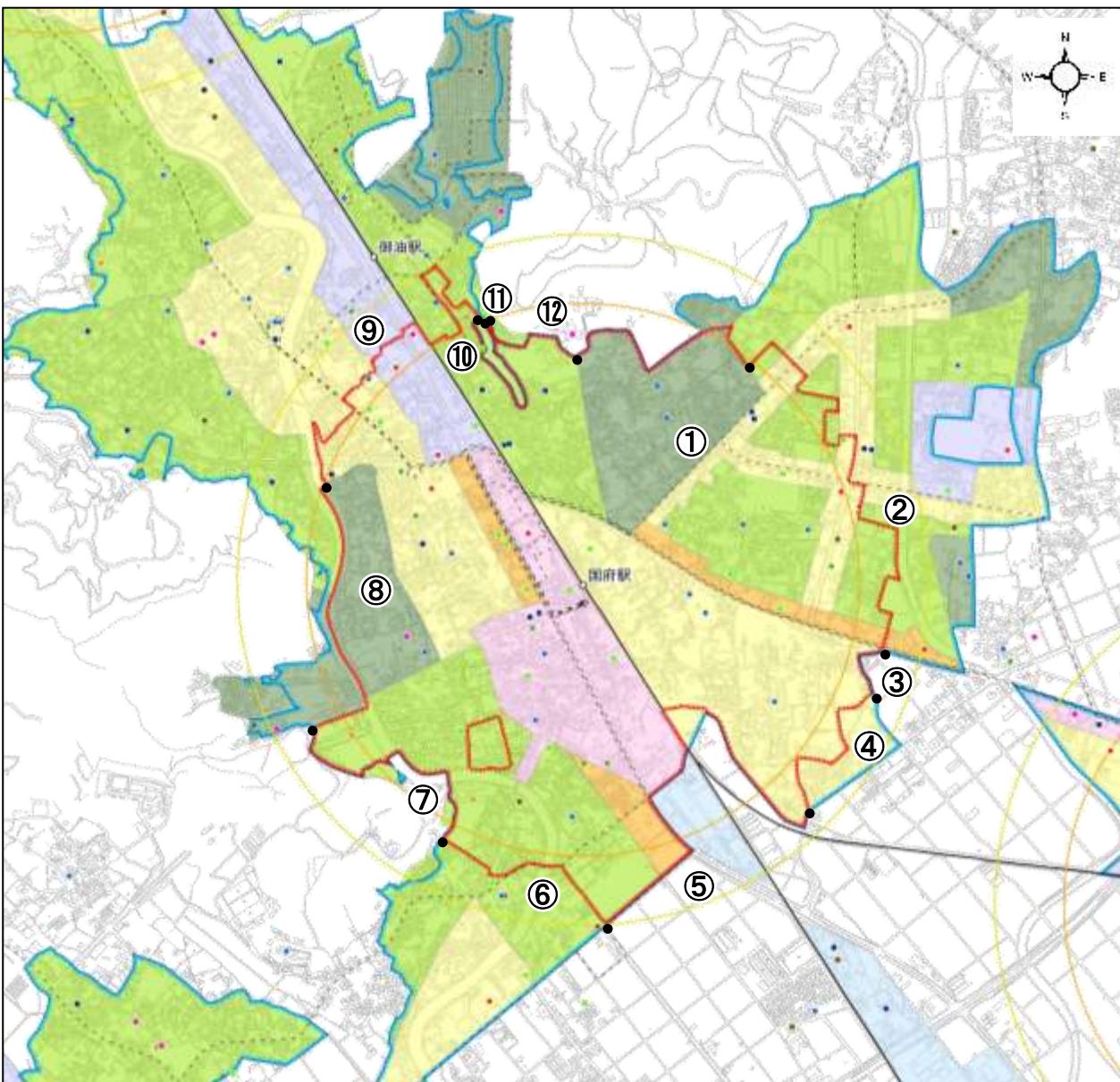
■ 都市機能誘導区域	● 医療施設
■ 駅800m圏域	■ 高齢者福祉施設
■ 駅1km圏域	■ 障害者福祉施設
■ 居住誘導区域	● 商業施設
	● 子育て支援施設
	● 教育施設
	● 文化施設
	● 金融施設
	● 行政施設
— 鉄道	
○ 駅	
--- 新幹線路線	
---- コミュニティバス路線	

■ 第一種低層住居専用地域
■ 第一種中高層住居専用地域
■ 第二種中高層住居専用地域
■ 第一種住居地域
■ 第二種住居地域
■ 準住居地域
■ 近隣商業地域
■ 商業地域
■ 準工業地域
■ 工業地域
■ 工業専用地域

都市機能誘導区域の境界

- ①居住誘導区域境界
- ②地形地物（道路、水路、鉄道）
- ③居住誘導区域境界
- ④地形地物（道路）
- ⑤用途地域境界
- ⑥用途地域境界

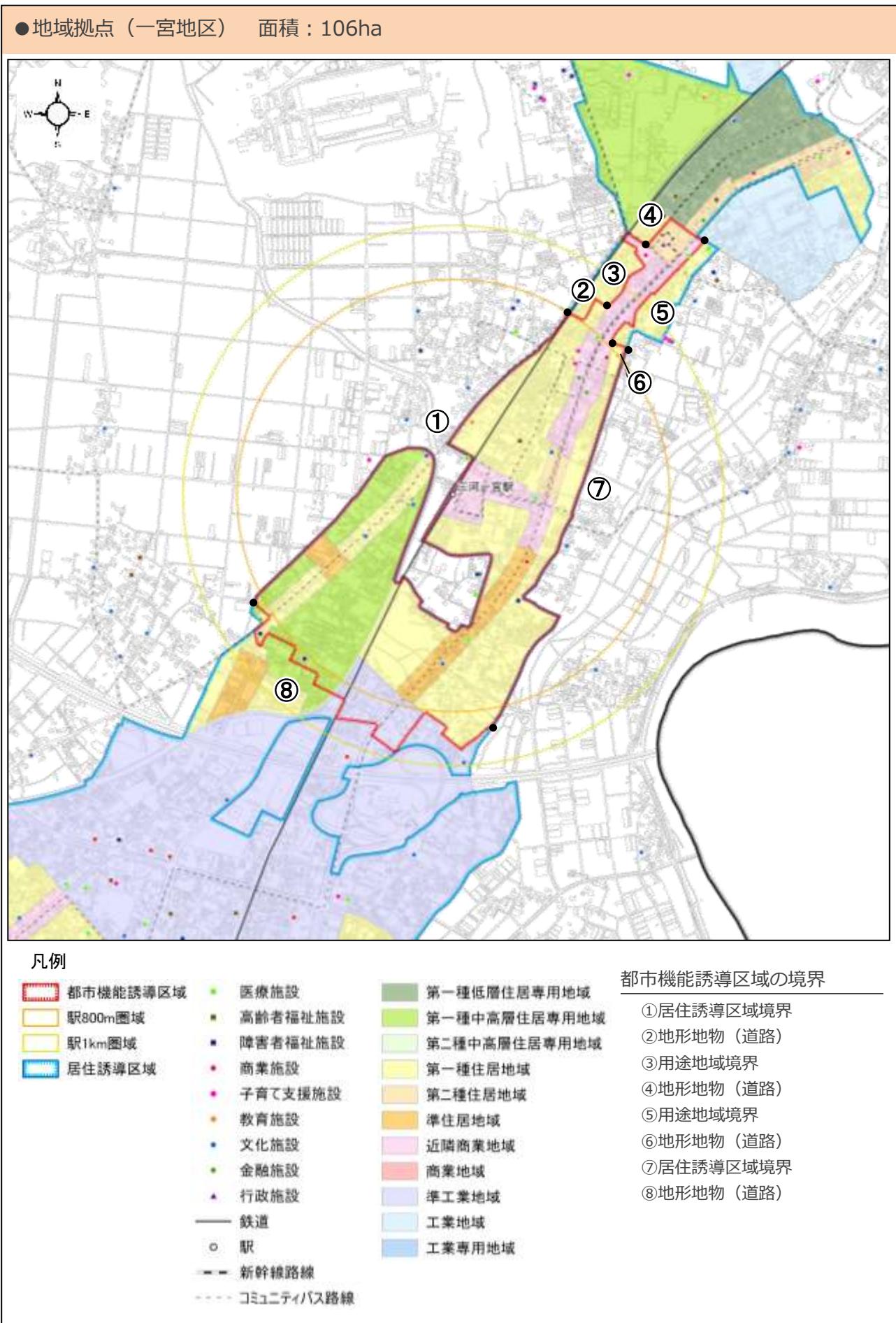
● 地域拠点（国府地区） 面積：204ha



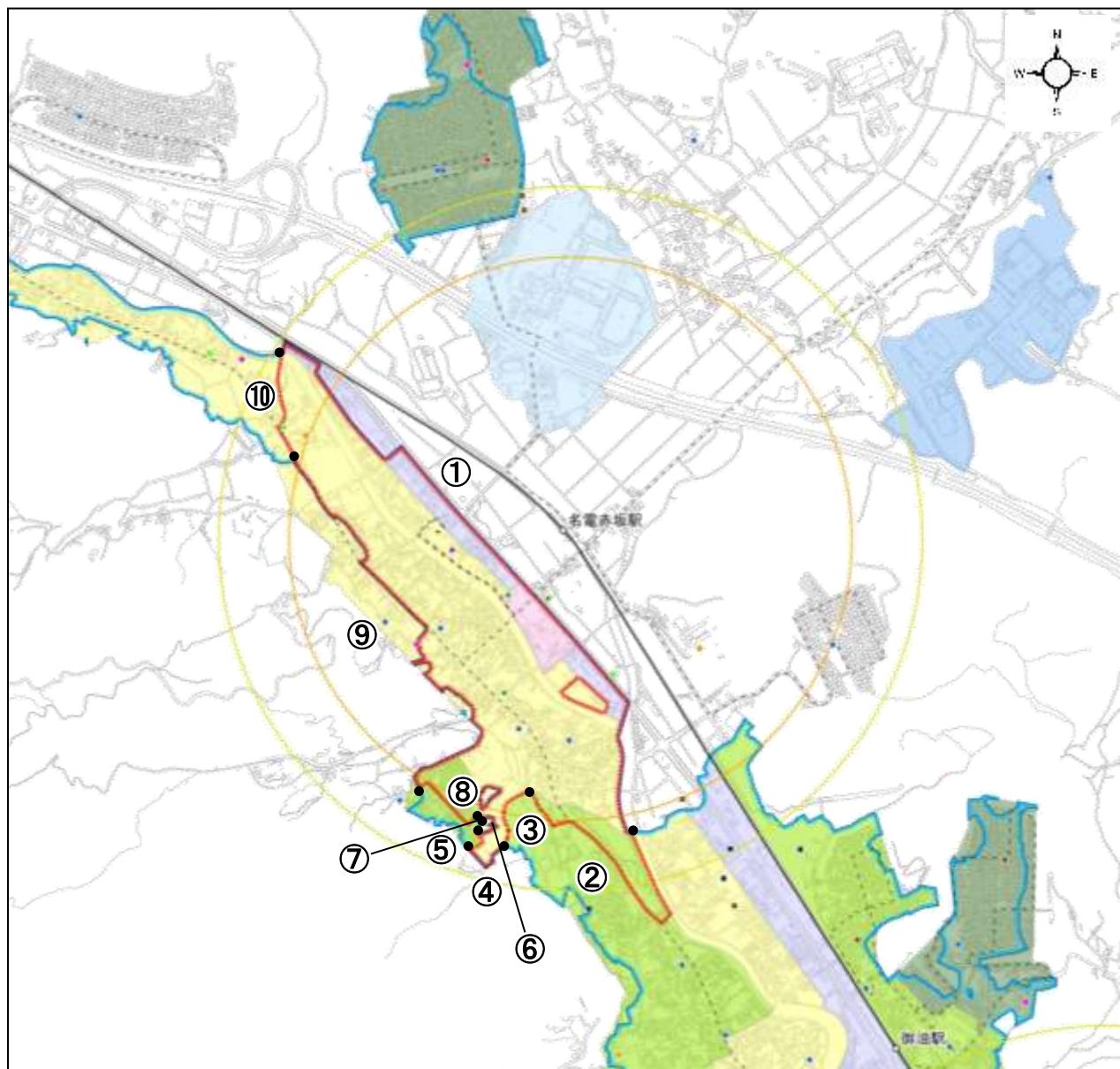
凡例

■ 都市機能誘導区域	● 医療施設	■ 第一種低層住居専用地域	都市機能誘導区域の境界
■ 駅800m圏域	■ 高齢者福祉施設	■ 第一種中高層住居専用地域	①用途地域境界
■ 駅1km圏域	■ 障害者福祉施設	■ 第二種中高層住居専用地域	②地形地物（道路）
■ 居住誘導区域	■ 商業施設	■ 第一種住居地域	③居住誘導区域境界
	■ 子育て支援施設	■ 第二種住居地域	④地形地物（道路）
	■ 教育施設	■ 準住居地域	⑤居住誘導区域境界
	■ 文化施設	■ 近隣商業地域	⑥地形地物（道路）
	■ 金融施設	■ 商業地域	⑦居住誘導区域境界
	■ 行政施設	■ 準工業地域	⑧用途地域境界
—— 鉄道		■ 工業地域	⑨地形地物（道路）
○ 駅		■ 工業専用地域	⑩居住誘導区域境界
— 新幹線路線			⑪地形地物（道路）
---- コミュニティバス路線			⑫居住誘導区域

5 都市機能誘導区域の設定



● 地域拠点（音羽地区） 面積：51ha



凡例

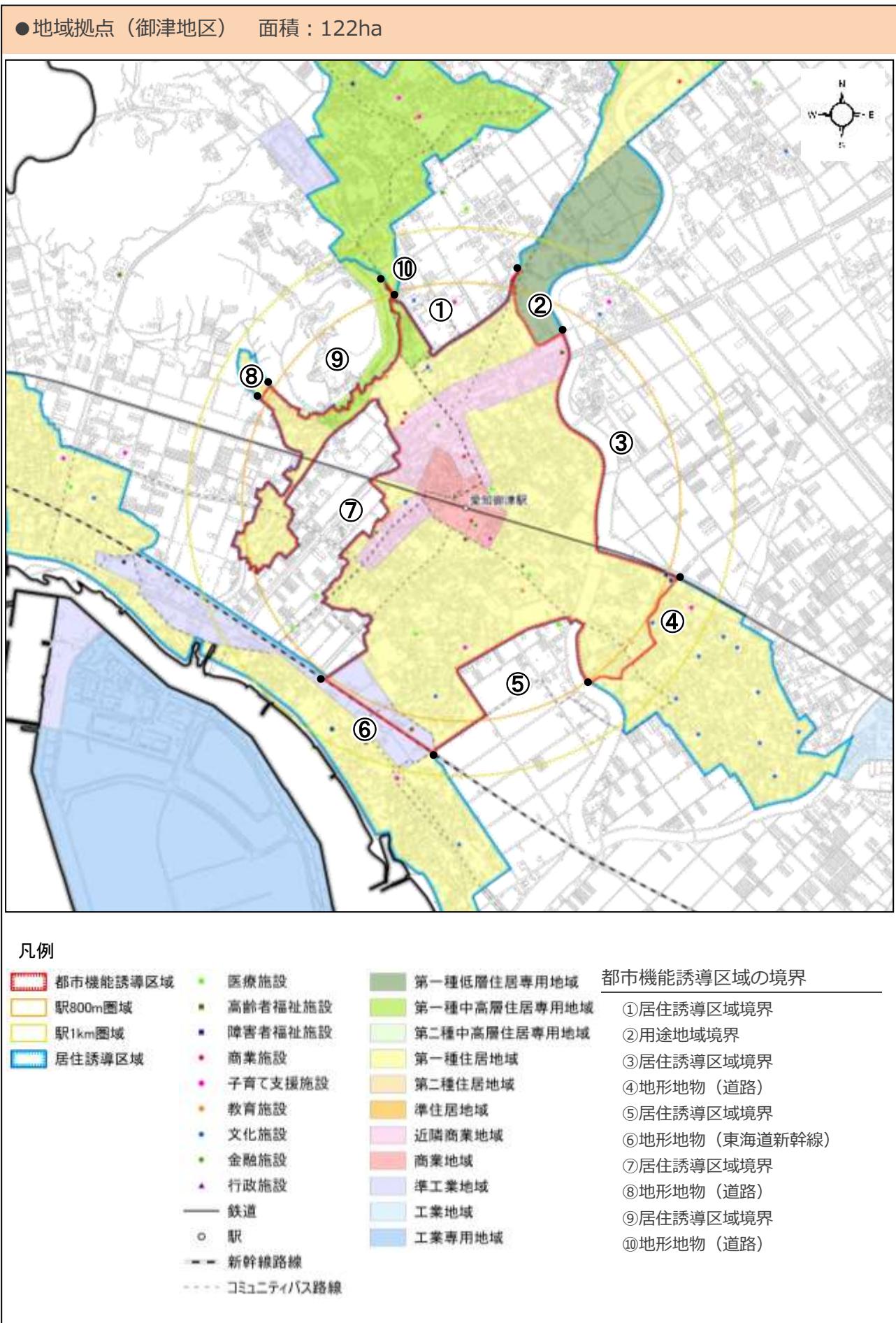
■ 都市機能誘導区域	● 医療施設
■ 駅800m圏域	● 高齢者福祉施設
■ 駅1km圏域	● 障害者福祉施設
■ 居住誘導区域	● 商業施設
	● 子育て支援施設
	● 教育施設
	● 文化施設
	● 金融施設
	● 行政施設
— 鉄道	
○ 駅	
— 新幹線路線	
--- コミュニティバス路線	

■ 第一種低層住居専用地域
■ 第一種中高層住居専用地域
■ 第二種中高層住居専用地域
■ 第一種住居地域
■ 第二種住居地域
■ 準住居地域
■ 近隣商業地域
■ 商業地域
■ 準工業地域
■ 工業地域
■ 工業専用地域

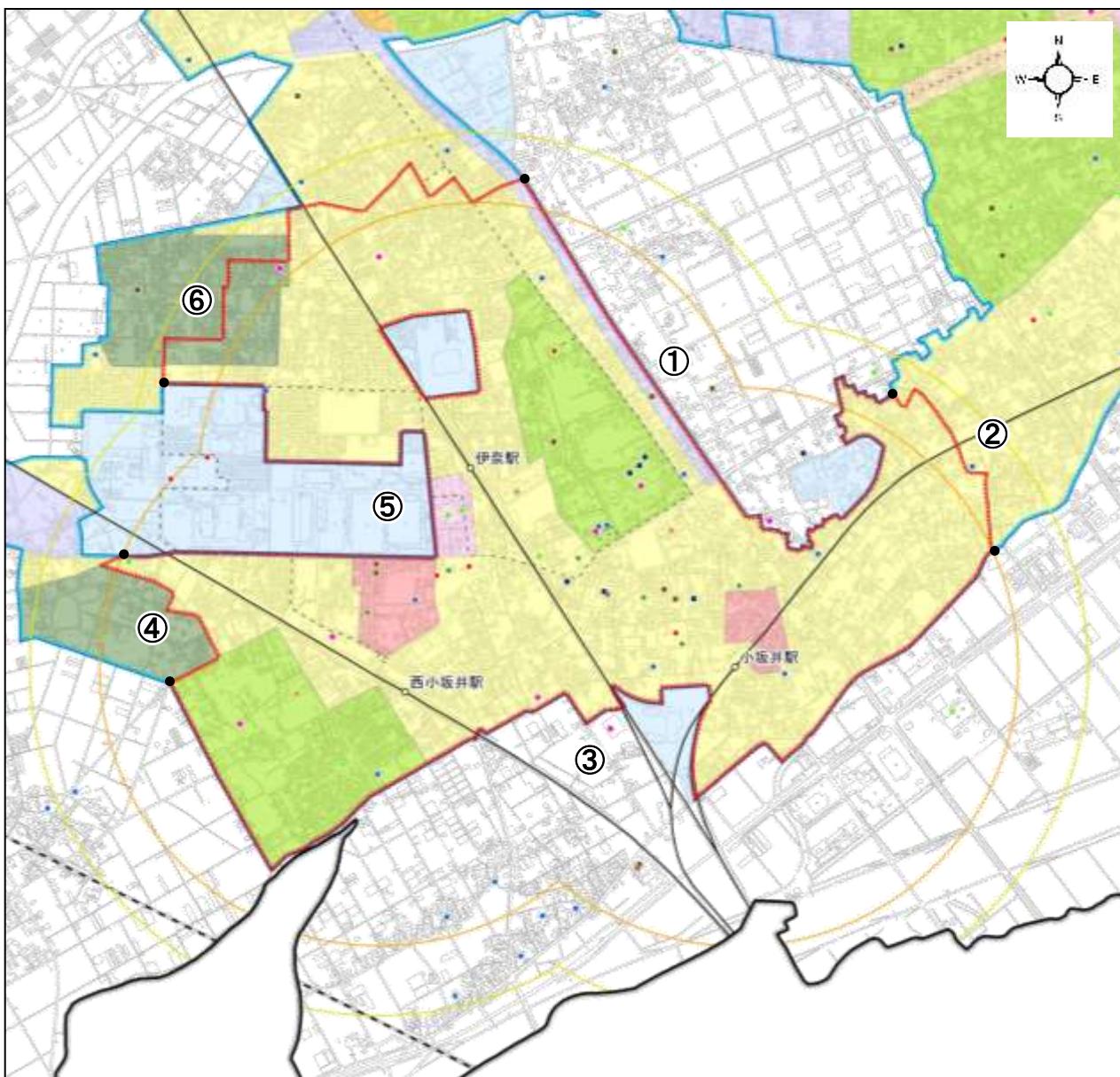
都市機能誘導区域の境界

- ①居住誘導区域境界
- ②地形地物（道路・河川）
- ③用途地域境界
- ④居住誘導区域境界
- ⑤用途地域境界
- ⑥居住誘導区域境界
- ⑦用途地域境界
- ⑧地形地物（道路）
- ⑨居住誘導区域境界
- ⑩地形地物（道路）

5 都市機能誘導区域の設定



● 地域拠点（小坂井地区） 面積：238ha



凡例

- 都市機能誘導区域
- 駅800m圏域
- 駅1km圏域
- 居住誘導区域

- 医療施設
 - 高齢者福祉施設
 - 障害者福祉施設
 - 商業施設
 - 子育て支援施設
 - 教育施設
 - 文化施設
 - 金融施設
 - 行政施設
 - 鉄道
 - 駅
 - 新幹線路線

- 第一種低層住居專用地域
- 第一種中高層住居專用地域
- 第二種中高層住居專用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近購商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業專用地域

都市機能誘導区域の境界

- ①居住誘導区域境界
 - ②地形地物（道路）
 - ③居住誘導区域境界
 - ④用途地域境界
 - ⑤居住誘導区域境界
 - ⑥地形地物（道路）

5-3 誘導施設の設定

(1) 都市計画運用指針等における基本的な考え方

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能施設を設定するものとなります。具体的な整備計画のある施設を設定するほか、必要な施設を定めることが望ましいものです。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまった場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられます。

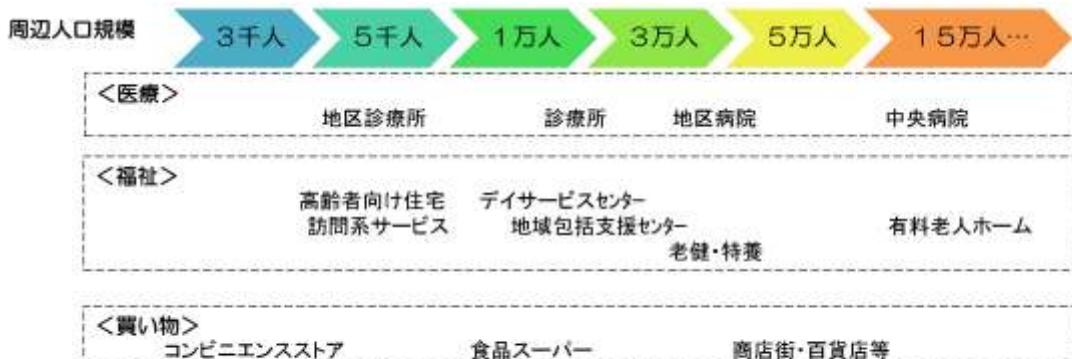
誘導施設としては、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院や診療所等の医療施設、デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型住宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

等を定めることが考えられます。

参考：利用人口と都市機能

医療、福祉、商業等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められます。



※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。
出典：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションより国土交通省作成

商業施設の商圈と施設規模

- 商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圈や立地戦略は様々
- * コンビニエンスストア
大都市住宅地⇒商圈：半径500メートル、周辺人口：3,000人、流動客
その他の地域⇒商圈：半径2～3キロメートル（幹線道路沿いに立地）、周辺人口：3,000人～4,000人、流動客
 - * 食品スーパー（2,000～3,000m²規模）⇒周辺人口1～3万人
 - * ドラッグストア（1,000～1,500m²規模）⇒周辺人口1～3万人

国土交通省 都市局 第2回都市再構築戦略検討委員会
有限会社 リティルウォーク 代表 服部年明 氏 プrezent資料より抜粋

（国土交通省都市局都市計画課作成「都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要」より）

(2) 都市計画マスタープランにおける各拠点のイメージ

都市計画マスタープランにおいて、中心拠点と地域拠点の位置づけが以下のとおり示されています。

【都市計画マスタープランにおける拠点の位置づけ（概要）】

中心拠点（豊川地区、中央通地区、諏訪地区）

- 市域全域及び広域からのアクセス利便性に優れ、既に都市機能が多数立地しており、市の政策からも将来に渡って本市の中心にふさわしい拠点。
- 市内外からの利用を想定する広域的な都市機能の維持・誘導及び既存商業機能の振興・活性化や土地利用の共同化・高度化を促進し、人口集積を図ります。また、豊川稻荷などの歴史・文化的資源、スポーツイベント、まちづくり団体などと連携した豊川公園の利活用、(都)前田豊川線の2車線化、豊川稻荷周辺の回遊性向上・歩行空間の高質化、良好な商業地や住宅地の形成により、魅力を高め、多様な交流づくりを推進することで、にぎわいづくりを進める。

地域拠点（八幡地区）

- 日常生活に必要な都市機能に加え、既存の市民病院や大型商業施設を核にアクセス道路整備や周辺渋滞対策などを進めてきた拠点。
- 医療、福祉、公共施設、商業、住宅などの多様な都市機能の集積を高め、交流人口の拡大や雇用の創出、中心拠点と一体となった交流によるにぎわいづくりを進める。

地域拠点（国府地区）

- 名古屋、豊橋方面への玄関口であり、公共交通の利便性に優れ、日常生活に必要な商業、医療等の都市機能が多く立地している拠点。
- 充実した施設と交通結節機能を活かしつつ、良好な住宅地の形成を進めるとともに、周辺に多く立地する歴史・文化的資源を活かしながら中心拠点及び八幡地区と一体となって、多様な交流づくりを進める。

地域拠点（一宮地区）

- 幹線道路沿道における都市機能の集積を活かし、生活利便性の維持・向上を図るとともに、周辺に分布する豊かな自然や良好な住環境を維持するとともに、鉄道、路線バス、コミュニティバスが確保された交通利便性を活かしたにぎわいづくりを進める拠点。
- 一宮庁舎周辺の施設再編により支所機能とともに、一宮地区の地域交流機能等をあわせもつ一宮地域交流会館（仮称）やJR三河一宮駅ロータリーの整備を進める。

地域拠点（音羽地区）

- 日常生活に必要な商業、医療等の都市機能の誘導を図るとともに、隣接する拠点との連携により、都市機能を確保するとともに、周辺に多く立地する歴史・文化的資源や豊かな自然を活かしたにぎわいづくりを進める拠点。

地域拠点（御津地区）

- 日常生活に必要な商業、医療等の都市機能の誘導を図るとともに、隣接する拠点との連携により、都市機能を確保するとともに、JR愛知御津駅の橋上駅化や自由通路などの整備を進め、利便性や安全性の向上、住環境の改善を進めることで、にぎわいづくりを進める拠点。

地域拠点（小坂井地区）

- 日常生活に必要な商業、医療等の都市機能が多く立地していることから、充実した施設と鉄道3駅に近接する交通利便性を活かした住環境の改善を進めるとともに、こざかい葵風館を活かしたにぎわいづくりを進める拠点。

5 都市機能誘導区域の設定

（3）本市に必要な都市機能施設の考え方

①本市の現状を踏まえた必要な施設分類

地区別人口の将来見通しと、高齢者人口、年少人口、生産年齢人口の将来見通し（資料編 75～91 頁参照）をみると、市街化区域のおおむね全域で、人口減少・少子高齢化が進行している状況です。

高齢者人口については、平成 22 年では高齢者人口密度が 10 人/ha 以上の地域は諏訪町駅や豊川駅、小坂井駅周辺等の駅周辺や既成市街地のみとなっていますが、2040 年（令和 22 年）には、市街化区域ほぼ全域で高齢者人口密度 10 人/ha 以上となる見通しとなっています。

年少人口については、平成 22 年では諏訪町駅南側や豊川市役所周辺等で 10 人/ha 以上となっており、市街化区域では 6 人/ha 以上が主体となっていましたが、2040 年（令和 22 年）には、市街化区域の多くの地域で 6～8 人/ha と密度が低下する見通しとなっています。生産年齢人口についても、ほとんどの地域で密度の低下がみられます。

このため、持続可能な都市の形成に向け、人口の動向を踏まえながら、定住人口・交流人口を確保するため、本市に備わっている以下の都市機能施設について維持・拡充を図ります。

【都市機能施設の利用圏域の視点からの分類】

- ・本市で安心して健康に住み続けられるよう、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての市民の「安心でき健やかな生活を支える基盤となる施設」
- ・市の活力を支える生産年齢世代が安心して働き、子育てするための「子育て世代のための施設」
- ・市内外からの交流を促進するとともに地域経済を活性化する「まちのにぎわいを生み出す施設」
- ・市民の交流の場となり市民生活を支える基盤となる「行政施設」

②利用圏域からの機能分類

効率的・効果的な施設配置を推進するためには、各施設が有する生活サービスの種類に加え、各施設の利用圏域や規模を踏まえた配置を検討する必要があります。このため、既存施設の機能等を踏まえながら、必要な都市機能施設を以下の 3 段階に区分します。

【都市機能施設の利用圏域の視点からの分類】

- 基幹的生活機能
 - ・市内外からの利用を想定する広域的な施設であり、市街地ににぎわい等をもたらすためにも必要な施設
- 地域生活機能
 - ・市内複数箇所に立地し、各生活圏の都市機能を確保する上で中心となる施設
- 最寄生活機能
 - ・居住地の身近な位置に立地し、日常的な利用が想定される施設

③本市において維持・拡充する都市機能施設

これまでの考え方や、既存施設の立地状況を踏まえ、本市において維持・拡充すべき都市機能施設を以下のとおり整理します。

表 本市に必要な都市機能施設

大区分	小区分	基幹的 生活機能	地域 生活機能	最寄 生活機能
安心でき健やかな 生活を支える基盤 となる施設	医療	医療施設 ^{※1}	● ^{※2}	● ^{※3}
		保健センター	●	
	高齢者 福祉	地域包括支援センター		●
		通所・訪問系高齢者施設		●
	障害者 福祉	通所・訪問系障害者福祉施設		●
子育て世代のため の施設	子育て 支援	子育て支援センター	●	
		通所・訪問系障害児福祉施設		●
		児童館		●
		幼稚園、保育所等		●
	教育	中学校		●
		小学校		●
まちのにぎわいを 生み出す施設	文化	図書館	●	●
		生涯学習センター	●	●
		文化会館	●	●
		市民館、集会所		●
	商業	大規模小売店舗 (1,000m ² 以上)	●	●
		小規模なスーパー等 ^{※4}		●
	金融	銀行、郵便局等 ^{※5}		●
行政施設	行政	市役所	●	
		支所		●

※1：「内科」「外科」「整形外科」「小児科」「歯科」を診療科目とする医療施設を対象とします。

※2：豊川市民病院は基幹的生活機能を有しているものとします。

※3：診療科目5科目以上の医療施設は、地域生活機能も有しているものとします。

※4：店舗面積1,000m²未満の生鮮食品を扱うスーパー及びドラッグストアを対象とします。

(コンビニエンスストアは除く)

※5：銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、JAを対象とします。

5 都市機能誘導区域の設定

(4) 誘導施設の設定

①誘導施設の設定の考え方

都市機能誘導区域別の誘導施設の設定の考え方（資料編 199～201 頁参照）を踏まえ、下表の「」で示す施設を誘導施設に設定します。

表 誘導施設の設定

大区分		小区分	中心拠点	地域拠点					
				八幡地区	国府地区	一宮地区	音羽地区	御津地区	小坂井地区
安心でき健やかな生活を支える基盤となる施設	医療	医療施設	○	○	○	◊	●	◊	◊
		保健センター		○					
	高齢者福祉	地域包括支援センター							
		通所・訪問系高齢者施設	○	○	○	○	◊	○	○
	障害者福祉	通所・訪問系障害者福祉施設	○	●	○	○	◊	●	○
子育て世代のための施設	子育て支援	子育て支援センター	○						
		通所・訪問系障害児福祉施設	○	◊	●	○	●	●	●
		児童館	○			○	○		○
		幼稚園、保育所等	○	○	◊	○	◊	○	○
	教育	中学校	○		○		○	○	○
		小学校	○		○	○		○	○
まちのにぎわいを生み出す施設	文化	図書館	○			●	◊	◊	○
		生涯学習センター	○			●	◊	○	○
		文化会館							
		市民館、集会場							
	商業	大規模小売店舗（1,000m ² 以上）	○	○	○	○	●	●	◊
		小規模なスーパー等							
	金融	銀行、郵便局等							
行政施設	行政	市役所	○						
		支所				○	○	○	○
誘導施設（  ）の区分									
○	維持・拡充施設	：都市機能誘導区域に立地しておりその機能を今後も維持・拡充する施設							
◊	補完施設	：都市機能誘導区域外であるが駅の徒歩圏（800m圏）にある施設（駅の徒歩圏から無くなった場合は、誘致となります。）							
●	誘致施設	：駅の徒歩圏になく新たに都市機能誘導区域に誘致する施設							

※1：「内科」「外科」「整形外科」「小児科」「歯科」を診療科目とする医療施設を対象とします。

※誘導施設の位置づけがない都市機能施設の扱いについて

●地域包括支援センター

個別の高齢者福祉施設（通所系・訪問系高齢者施設）の活動を統括する施設ですが、本市を4つの生活圏域に区分し、各生活圏域に1施設ずつ高齢者相談センターが配置され機能分担しています。豊川市高齢者福祉計画では、圏域の設定は、現時点でバランスがとれており、引き続き4つの生活圏域とすることが記載されています（同計画書13頁）。このため、現状の施設配置を今後も維持することとします。

●文化会館

公共施設適正配置計画において、それぞれのホールの特徴や重複する機能等について新文化会館へ集約する機能を検討し、総量縮減を図るとされています。現状では既存ストックを活用した再編を推進するとともに、施設の新設の際は、特に地域拠点の時間消費型のにぎわい創出施設として立地することを検討します。

●市民館、集会所

公的な交流施設として、市内各所に立地し充足していると想定されるため、誘導施設とは位置づけず、他の公共施設と同様に既存ストックを活用した再編を推進することとします。

●銀行、郵便局等

市内各所に有人施設やATMがあり、充足していると想定されるため、誘導施設には位置づけないものとします。

●小規模なスーパー等

身近にかつ手軽に、地域でサービスを受けることができるような施設として、居住地周辺への配置を想定します。

6 誘導施策

6-1 基本的な考え方

本市において、持続的に発展するコンパクトな都市を形成するためには、誘導区域の付加価値を高め、居住誘導区域や都市機能誘導区域へ居住や都市機能の立地をゆるやかに促進することが重要です。このため、本市では、快適な都市空間の整備や民間活力等による誘導施設整備の促進等、生活の場や働く場、交流の場として、居住誘導区域や都市機能誘導区域の魅力を高めるための取組みを推進します。また、市内各所から各都市機能誘導区域へアクセスできる交通体系を確保することで、都市機能の利便性の増進を図り、その効果を市全域へ波及させることを目指します。

また、持続的に発展する都市を形成するには、新たな定住人口や交流人口を確保する必要があります。このため、本市では、市内における産業振興や鉄道の利便性を活かした生活環境の維持・拡充と併せ、市外からの転入希望者を対象とした取組みを実施し、定住人口の確保を図るとともに、豊川稻荷等の本市ならではの歴史・文化資源等を活用しながら交流人口の確保に向けた取組みも実施します。

なお、高齢者の増加が予測され、様々な市民のみなさんの居住意向がある中では、居住や都市機能の誘導のための施策を推進する一方で、住み慣れた自宅等における生活の利便性を大きく低下させないための取組みも重要です。このため、医療・介護・生活支援・住まいを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進や、地域における子育て支援サービスの充実等を併せて実施し、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感でき、生涯にわたり住み続けたくなるようなまちづくりを進めます。

6-2 居住の誘導のための施策

①居住誘導区域外における届出制度の運用

- 立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、居住誘導区域内への住宅立地を促進します。また、より安心して生活していただけるよう、届出をした者に対して、本計画の位置づけや施策に関する情報提供等を積極的に行います。

②空き家や低未利用地等の適正処理による居住促進

- 空き家の増加による居住環境の悪化を抑制し、良好な居住環境を確保するため、特定空家への対応を検討するとともに、空き家や低未利用地を活用した居住の可能性を検討します。
- 空き地・空き家等の低未利用土地の有効利用を促すため、行政のコーディネートを通じて、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等により低未利用土地を一体敷地として活用促進を図る「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の活用を検討します。

③老朽化した都市計画施設の改修

- ・老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため、計画的な改修を検討します。

④新設等住宅取得への支援

- ・人口減少や既成市街地の空洞化に対応するため、他都市より水準の高い生活サービス充足率のさらなる向上や工業振興策による雇用創出等により、市外からの新たな定住者を確保することに加え、市外からの新たな定住者のうち、生活利便性の高い地域での新たな住宅取得者に対し、住宅の取得支援を行います。

⑤魅力的な居住環境の整備

- ・居住地として便利で快適な居住空間を確保するため、街路事業や土地区画整理事業等の都市基盤整備を実施します。
- ・既存公園の適切な維持管理や改修・再整備を行うことで公園の魅力向上を図り、居住者の「憩い」、「レクリエーション」、「コミュニケーション」の場の提供を推進します。
- ・居住地では落ち着いた空間を、商業地ではにぎわいを演出する空間の創造をめざし、既存の民有地緑化制度を活用するとともに、新たに景観計画の策定について検討し、本市の自然環境を活かした緑が映える良好な景観形成を推進します。
- ・通学路をはじめ、誰もが安全・安心に移動できる歩行空間を確保します。
- ・市民生活等を支える公共施設や道路等の都市基盤の安全性や機能を持続的に確保していくため、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に推進します。
- ・良好な市街地環境を確保するため、区域内の土地の所有者及び借地権者等が、広場等、居住者・来訪者等の利便の増進に寄与し、誘導施設の立地の誘導の促進に資する施設の整備又は管理を促進する「立地誘導促進施設協定」制度の活用を検討します。

⑥公共交通ネットワークの維持・改善

- ・利便性の高い生活環境を維持・確保するため、通院・買物目的の移動ニーズやまちづくりに合わせて、なるべく少ない乗換で、中心拠点や地域拠点間を移動しやすい基幹路線の維持・改善を行います。
- ・自動車が運転できない人も各地域拠点間を移動しやすい交通体系の構築を推進します。
- ・地域路線の確保と活用に向けた地域住民の主体的な取組みを支援します。

⑦使いやすい公共交通環境の形成

- ・利用者にとってより使いやすい公共交通体系を構築するため、利用しやすい料金体系や公共交通案内の充実等のサービス改善を図ります。
- ・公共交通サービスの維持・改善に向け、周知・広報活動等により公共交通の利用促進を図ります。

⑧情報提供の充実

- ・活力とにぎわいのある安全・安心な本市での定住を促進するため、まちのにぎわいや防災等に関する情報を積極的に市民に周知を図ります。

6-3 都市機能の誘導のための施策

①都市機能誘導区域外における届出制度の運用

- ・立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、都市機能誘導区域内へ誘導施設の立地を促進します。

②国等の直接支援策の活用

- ・民間都市開発推進機構による金融上の支援措置等の支援策等を活用し、都市機能誘導区域内へ誘導施設の立地を促進します。

③国の各種支援制度の活用

- ・国の各種支援制度を活用し、都市機能誘導区域の付加価値を高めるための都市空間やインフラ等の整備を円滑に推進するとともに、民間事業者による誘導施設の立地を促進します。

④老朽化した都市計画施設の改修

- ・老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため、計画的な改修を検討します。

⑤誘導施設へのアクセス利便性を高める交通空間整備の推進

- ・拠点周辺の都市空間の魅力向上とともに、公共交通の利用促進に向け、ユニバーサルデザインに配慮した交通結節点の整備を推進します。
- ・公共交通の利用促進に向け、交通結節点の利便性向上とともに、様々な交通手段で円滑・安全にアクセスできる道路・街路整備を推進します。
- ・歩行者の安全とともに、自転車の安全を確保するため、自転車走行空間の整備について検討します。

⑥中心市街地の活性化の推進

- ・おもてなし空間や景観の整備等、にぎわいを創出するための複合的な取組みを関係者と協働で推進します。

⑦市内事業者との協働によるにぎわい創出

- ・チャレンジとよかわ活性化事業により商業の活性化を図るとともに、イベントによるにぎわいづくりを推進します。

⑧既存公共施設の再編

- ・市民生活を支える行政機能の効率化と魅力的な市民の交流の場を創出するため、豊川市公共施設適正配置計画に基づく施設の多機能化・複合化等を推進します。
- ・分散している窓口機能（支所機能を除く）を豊川市本庁舎等整備事業により集約します。
- ・一宮地区の施設の複合化・集約化や、多世代交流の促進のため、一宮地域交流会館（仮称）の整備を進めます。

⑨にぎわいを創出する都市環境の整備

- ・都市空間としてにぎわいのある都市環境を確保するため、街路事業や土地区画整理事業等の都市基盤整備を実施します。また、都市機能誘導区域内の空き地・空き家等の低未利用土地を集約した土地に医療・福祉等の誘導施設の整備を図る土地区画整理事業である「空間再編賑わい創出事業」の活用を検討します。
- ・既存公園の適切な維持管理や改修・再整備を行うことで公園の魅力向上を図り、居住者の「憩い」、「レクリエーション」、「コミュニケーション」の場の提供を推進します。
- ・居住地では落ち着いた空間を、商業地ではにぎわいを演出する空間の創造をめざし、既存の民有地緑化制度を活用するとともに、新たに景観計画の策定について検討し、本市の自然環境を活かした緑が映える良好な景観形成を推進します。
- ・名鉄八幡駅周辺地区において、新たな文化施設の整備推進並びに公共駐車場の整備に向けた検討を行います。
- ・良好な市街地環境を確保するため、区域内の土地の所有者及び借地権者等が、広場等、居住者・来訪者等の利便の増進に寄与し、誘導施設の立地の誘導の促進に資する施設の整備又は管理を促進する「立地誘導促進施設協定」制度の活用を検討します。
- ・空き地・空き家等の低未利用土地の有効利用を促すため、行政のコーディネートを通じて、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等により低未利用土地を一体敷地として活用促進を図る「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の活用を検討します。
- ・豊川駅周辺の基盤整備等、歩きたくなる空間への高質化を図ります。

7 法に基づく届出制度

7-1 居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外の区域で行われる開発行為のうち、「3戸以上の住宅の建築目的の開発行為」「1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m²以上のもの」「住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為」を行おうとする場合や、「3戸以上の住宅及び人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築・改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする」場合は、原則として開発行為等に着手する30日前までに市町村長への届出が義務付けられています。

届出を受けた市町村は届出をした者に対して、居住誘導区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行う他、届出内容のとおりの開発行為等が行われると何らかの支障が生じると判断した場合には、規模の縮小や別の区域での開発や開発の中止を行うよう調整する等の措置を講じ、調整が不調に終わった場合は勧告等を行うこととされています。

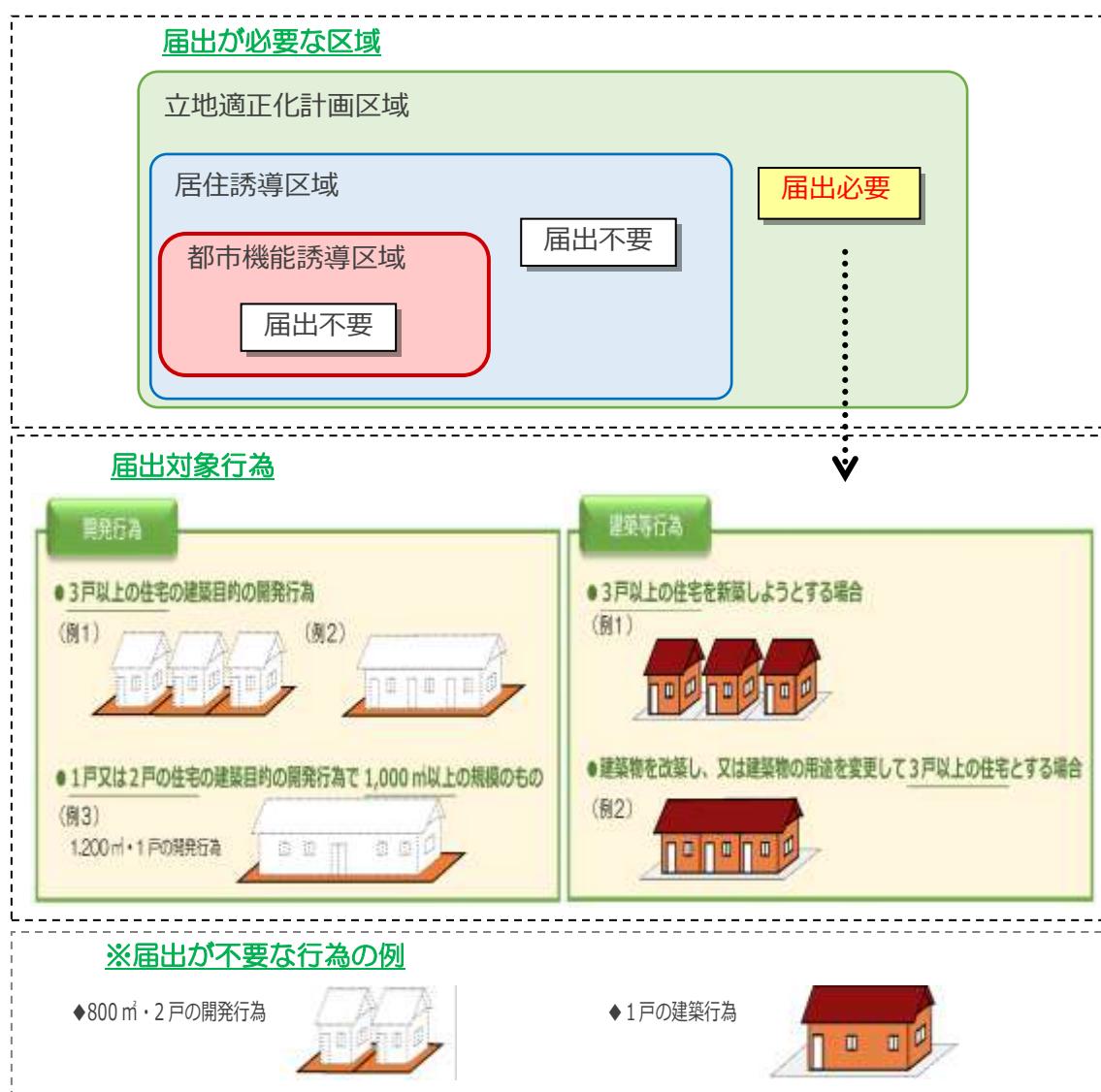


図 居住誘導区域外における届出対象行為

7-2 都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外において、立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の開発行為、誘導施設を有する建築物の新築・改築または用途変更を行う場合に、原則として開発行為等に着手する30日前までに市町村長への届出が義務付けられています。

届出を受けた市町村は届出をした者に対して、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行う他、届出内容のとおりの開発行為等が行われると何らかの支障が生じると判断した場合には、規模の縮小や別の区域での開発や開発の中止を行うよう調整する等の措置を講じ、調整が不調に終わった場合は勧告等を行うこととされています。

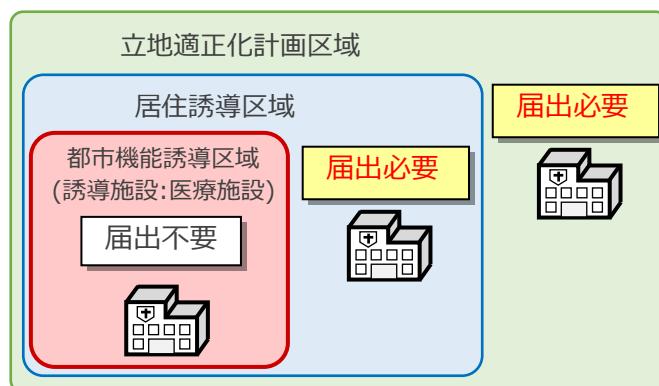


図 都市機能誘導区域外における届出対象行為
(医療施設の場合の例示)

7-3 都市機能誘導区域内における届出

都市機能誘導区域内において、立地適正化計画に記載された誘導施設を休廃止しようとする場合に、原則として休廃止しようとする30日前までに市町村長への届出が義務付けられています。

届出を受けた市町村は届出をした者に対して、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休廃止しようとする誘導施設を有効に活用するための施策に関する情報提供等を行うこととされています。

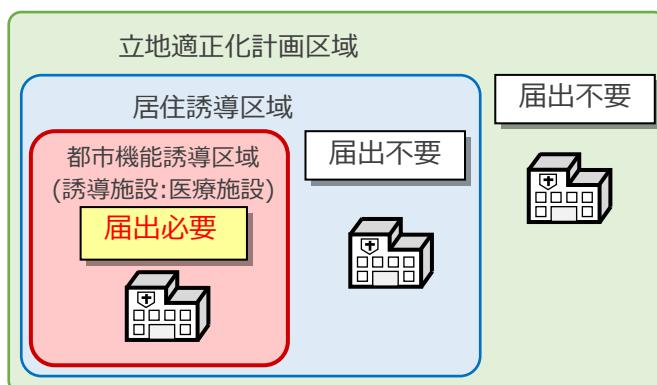


図 都市機能誘導区域内における届出対象行為
(医療施設の場合の例示)

8 防災指針

8-1 防災指針とは

近年、全国各地で頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定し、水災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めることが必要となっています。こうした背景を踏まえ、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針が位置づけられました。

防災指針は、居住誘導区域や都市機能誘導区域の内外にわたる住宅や誘導施設の立地の誘導のため策定する、都市の防災機能の確保に関する指針です。防災指針の策定にあたっては、災害リスクの分析結果をもとに、防災・減災まちづくりに向けた課題を整理のうえ、取組み方針を検討します。

本指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる防災・減災対策を計画的に実施し、本市においてコンパクトで安全・快適に生活できるまちづくりを推進することを目的に定めます。



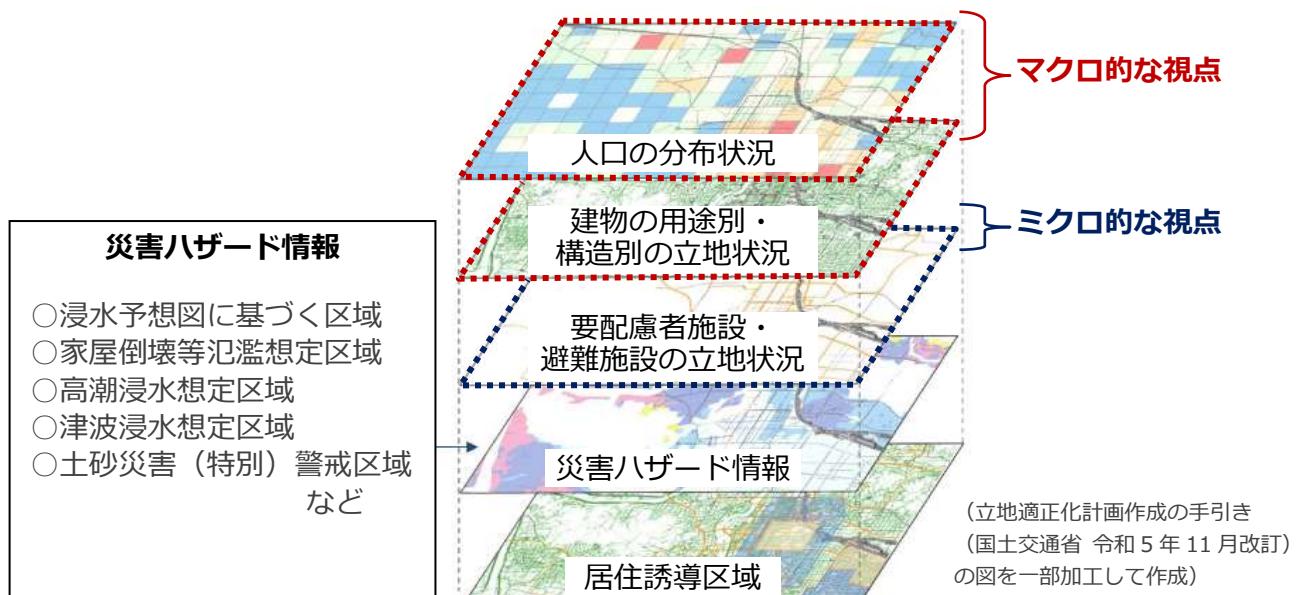
(国土交通省資料『「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について』より)

なお、地震や液状化については、影響の範囲や程度を即地的に定めることが困難であることから、災害リスク分析の対象外とします。なお、これらの災害リスクに対しては、「豊川市地域防災計画」に基づき危険性の周知を行うことで、安全性の向上を図ります。

8-2 災害リスクの分析・評価

(1) 災害リスクの分析に関する基本的な考え方

本市が抱える水災害のハザード情報と都市情報を重ね合わせ、マクロ的な視点（全市域レベル）とミクロ的な視点（地域レベル）から災害リスクの分析を行います。



(2) 分析の対象とする災害情報

本市で想定される水災害を対象に、すでに公表されているハザード情報（洪水浸水想定区域等）を用いて、都市が抱える災害リスクの分析を行います。水災害のハザード情報のうち、洪水や高潮の浸水深に関しては、想定する降雨の規模（発生頻度）に応じてその範囲と程度が変化するため、計画規模（L1）と想定最大規模（L2）の浸水想定から、災害リスクの分析を行います。

表 分析の対象とする災害情報

災害の種類	対象とする災害情報	規模の想定	出典
洪水	予想浸水深	・計画規模 ・想定最大規模	洪水浸水想定区域図 (中部地方整備局・愛知県)
	浸水継続時間 (浸水深0.5m以上)	・想定最大規模	
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸侵食)	・想定最大規模	
内水氾濫	予想浸水深	・想定最大規模	雨水出水浸水想定区域図 (豊川市)
高潮	予想浸水深	・計画規模 ・想定最大規模	洪水浸水想定区域図 (愛知県)
	浸水継続時間	・想定最大規模	
津波	予想浸水深	・想定最大規模	津波災害情報マップ (愛知県)
土砂災害	地すべり防止区域	—	地すべり防止区域マップ (愛知県)
	急傾斜地崩壊危険区域	—	急傾斜地崩壊危険区域マップ (愛知県)
	土砂災害特別警戒区域	—	土砂災害情報マップ (愛知県)
	土砂災害警戒区域	—	
ため池崩壊	予想浸水深	満水時の決壊 を想定	ため池ハザードマップ (豊川市)

8-3 防災まちづくりの課題

災害ごとのリスク分析結果から、本市の防災上の課題を以下のとおり整理します。

- ① 想定最大規模の洪水が発生した場合、市内中心部をはじめ、居住誘導区域の大半で浸水する可能性があります。
- ② 市内各河川において、河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。
想定最大規模の洪水が発生した場合、家屋の倒壊が発生する可能性があります。
- ③ 山間部の市街化調整区域を中心に、土砂災害による被害が想定されます。音羽地区では、市街化区域内においても土砂災害による被害が想定される地域があります。
- ④ 各水害による浸水や土砂災害が想定される区域には、要配慮者施設や指定避難所が立地しており、災害時に利用できなくなるおそれがあります。
- ⑤ 御津地区の西側や音羽地区では、浸水に加え河岸侵食、土砂災害による複合的な被害が想定されます。
- ⑥ 豊川、豊川放水路流域の広い範囲が、氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。想定最大規模の洪水が発生した場合、木造家屋の倒壊が発生する可能性があります。
- ⑦ 市の沿岸部では、洪水や内水、高潮、津波といった多様な水害リスクが想定されています。想定最大規模の洪水や高潮が発生した場合、水平避難が困難になるだけでなく、平屋を中心に垂直避難が困難となる建物が多く発生する可能性があります。また、高潮により3日以上孤立する可能性のあるエリアでは、住民の健康被害や生命の危機が懸念されます。

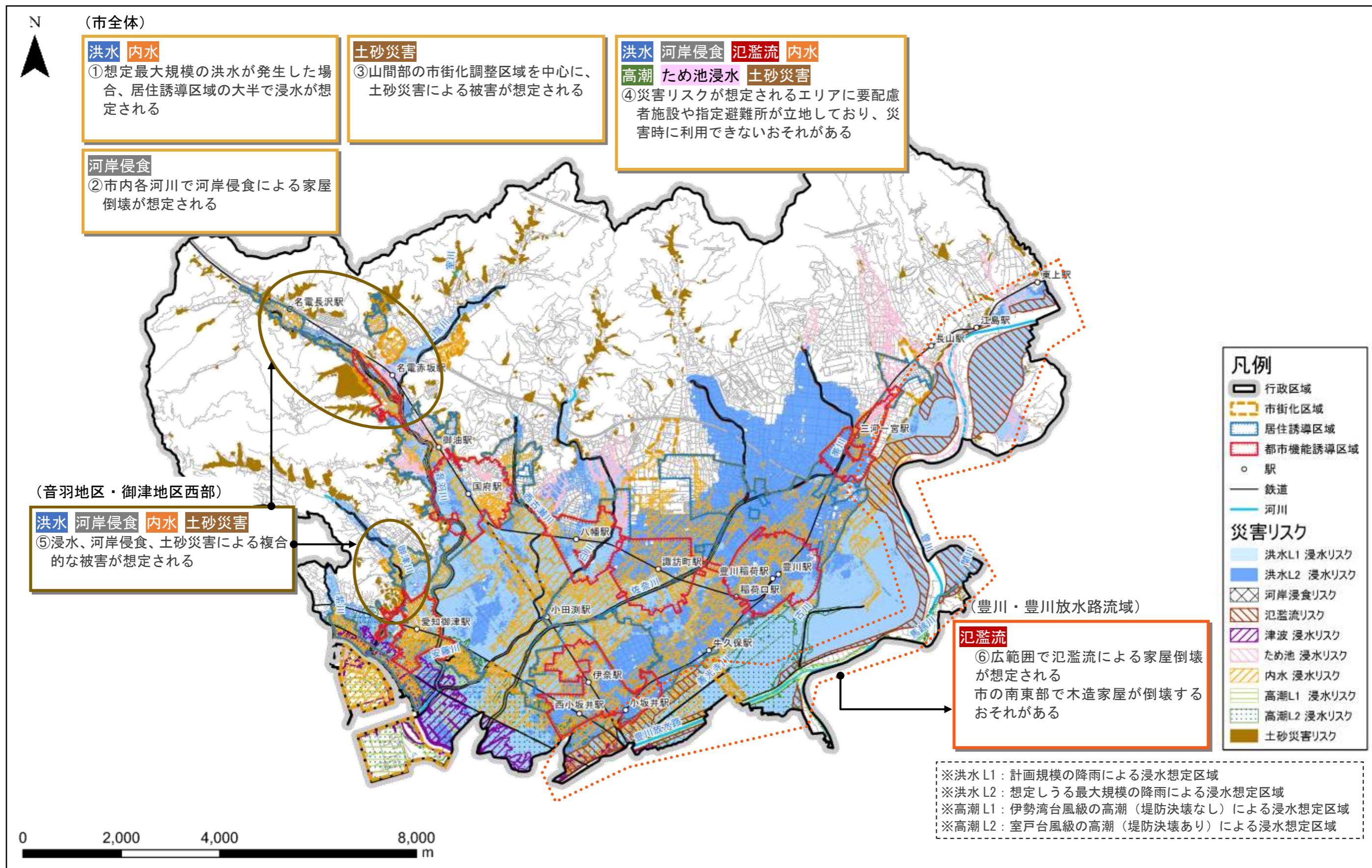


図 主な課題位置図①

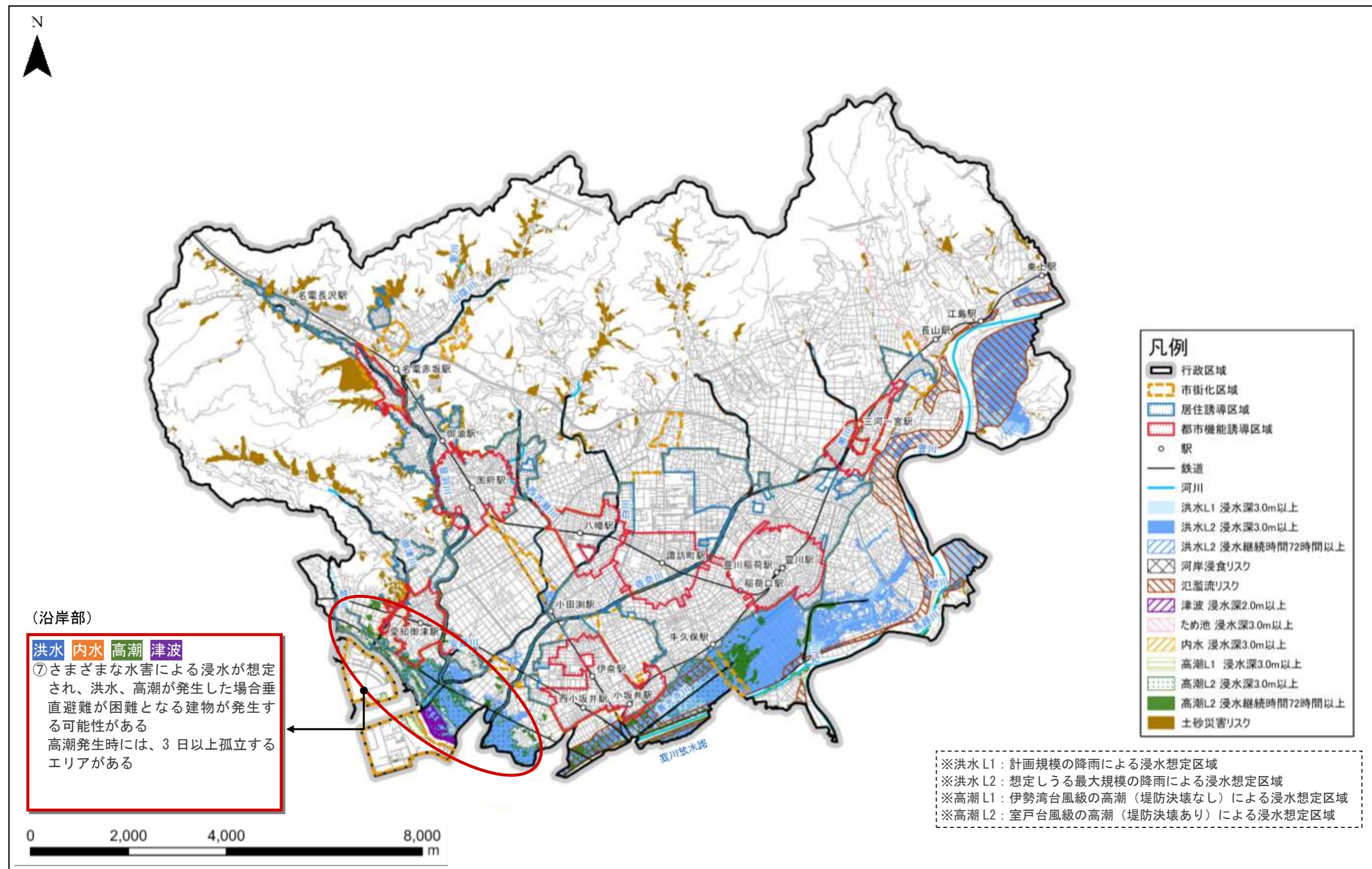


図 主な課題位置図②

8-4 防災まちづくりの将来像

本市では、想定最大規模の洪水が発生した場合、居住誘導区域の約80%が浸水する可能性があります。また、御津地区をはじめとした沿岸部においては、洪水だけでなく、高潮や津波といったさまざまな水害リスクを抱えています。音羽地区や一宮地区では、洪水による浸水リスクに加え、土砂災害による被害の発生も懸念されます。

近年災害の頻発化、激甚化が著しくなっている中で、災害による被害のすべてを防ぐことは困難です。したがって、ハード対策とソフト対策の両面から防災・減災に取り組むことによって、災害リスクを可能な限り低減することが重要となります。

そこで、本市の上位・関連計画における防災・減災に対する考え方も踏まえながら、防災まちづくりの将来像を以下のとおり設定します。

**災害リスクを最小限に抑え、
市民が安心して便利に暮らし続けられるまち**

8 防災指針

8-5 防災まちづくりの取組み方針

(1) 災害リスクに対する基本的な考え方

本市の目指す都市像を実現するためには、居住誘導区域内では住宅の、都市機能誘導区域では誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市防災に関する機能を確保していく必要があります。

それを踏まえ、本市の都市構造を踏まえた防災上の課題に対しては、災害時に被害を発生しないようにする「災害リスクの回避」と、災害時の被害をできる限り小さくする「災害リスクの低減」の視点から対策の方向性を整理します。

表 災害リスクに対する基本的な考え方

対策の分類	考え方	
災害リスクの回避	災害の危険性が高い箇所を居住誘導区域から除外すること等により、災害時に被害が発生しないようにする（回避する）	
災害リスクの低減	ハード	河川・海岸施設の強化等により、災害時の被害を低減する
	ソフト	避難の確実性・迅速性を向上させ、災害時の被害を低減する

(2) 災害リスクへの対策の方向性

① 洪水・内水・高潮

【計画規模（L1）への対応】

- ・比較的発生頻度が高い（30～150年に1度の頻度）ことを踏まえ、垂直避難が困難となる予想浸水深3.0m以上の地域については、居住誘導区域から除外することで、災害リスクを回避し、安全を確保します。
- ・予想浸水深3.0m未満の地域については、浸水被害そのものの低減を図るハード対策と、避難対策を中心としたソフト対策を一体的に推進し、災害リスクの低減を図ります。

【想定最大規模（L2）への対応】

- ・想定最大規模の災害による被害を完全に防ぐためのハード対策を行うことは、時間や費用の面から現実的ではありません。そのため、想定最大規模の災害に対しては、避難対策を中心としたソフト対策の取組みを推進し、災害リスクの低減を図ります。
- ・特に、垂直避難が困難となる予想浸水深3.0m以上の区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）は、一刻も早い立ち退き避難が必要であることから、重点的な取組みを推進します。

② 津波

- ・居住地にかかる津波予想浸水深は2.0m未満であり、家屋が全壊する危険性は低いと考えられます。また、該当地域には都市構造上の重要な位置づけにある御津地区の地域拠点も含まれていることから、居住誘導区域から除外せず、ハード・ソフトの一体的な対策を推進し、災害リスクの低減を図ります。

③ 土砂災害

都市再生特別措置法及び同施行令に居住誘導区域を定めない区域とされている土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域（レッドゾーン）については、居住誘導区域から除外することで災害リスクを回避し、安全を確保します。

また、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）についても同様に、居住誘導区域から除外することで災害リスクを回避し、安全を確保します。

8-6 防災まちづくりに向けた具体的な取組み

(1) 災害リスクを回避する取組み

○災害リスクを踏まえた土地利用の見直し⇒**土砂災害**

- ・住宅等の建築や開発行為等の規制がある土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、及び土砂災害警戒区域を居住誘導区域から除外します。

○災害リスクを踏まえた立地誘導⇒**洪水 土砂災害**

- ・立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、届出をした者に対して災害リスクに関する情報提供を行います。
- ・災害リスクのある地域に家屋を所有して居住している住民を対象に、都市機能誘導区域内の家屋取得を支援し、安全な地域への居住誘導を促進します。

(2) 災害リスクを低減する取組み

① ハード対策

○河川・海岸施設の強化⇒**洪水 内水 高潮 津波**

- ・「東三河地域流域治水プロジェクト」、「豊川流域治水プロジェクト2.0」に基づき、築堤・護岸の整備、河床掘削・浚渫を推進します。
- ・河川・海岸施設や水門、排水機場等の老朽化対策を推進します。
- ・地盤沈下及び老朽化した堤防護岸の補強や、堤防高の低い箇所のかさ上げを推進します。

○雨水排水機能の強化⇒**洪水 内水**

- ・「豊川流域関連豊川市公共下水道事業計画」に基づき、雨水管や雨水浸透施設の整備を推進します。

○避難路の確保⇒**洪水 内水 高潮 津波 土砂災害**

- ・避難路としての使用が見込まれる道路について、見通しの確保や安全性の向上等、避難の円滑化に向けた整備を推進します。

② ソフト対策

○防災・減災意識の向上

- ・とよかわ安心メール、防災アプリ、広報とよかわ、SNS、ホームページ等を活用した広報活動を行うとともに、防災講座の実施を通して住民の防災意識醸成を推進します。
- ・防災リーダーの養成講座やフォローアップ研修を実施し、災害時における町内会や自主防災会の対応力向上を図ります。
- ・防災倉庫の設置や資機材の購入に要する費用を補助するなど、自主防災会の活動を支援します。
- ・住民による「マイ・タイムライン」の作成を支援し、早期避難に対する意識の向上を図ります。
- ・被災後、早期に計画的なまちの復興を進めていくため、地域のまちづくりの将来像を地域

住民と事前に共有しておくための事前復興まちづくり計画を見据えた事前準備に取組みます。

○避難体制の強化

- ・地域が主体的に避難所の運営管理ができるように、避難所運営マニュアルの活用・周知を推進します。
- ・地域住民による地区防災計画の作成を促進し、地域における避難支援や情報伝達の体制整備を推進します。
- ・町内会や自主防災会による防災訓練の充実及び強化を推進し、地域防災力の強化を図ります。
- ・住民に対して、積極的な避難行動を喚起するとともに、自宅や施設で安全確保が可能かどうかの事前確認及び長時間の孤立に備えた備蓄体制の準備を促します。特に、予想浸水深が3.0mを超える区域および家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）については、早期の立ち退き避難を促すための体制強化に取り組みます。

○要配慮者に対する支援体制の強化

- ・高齢者や障害者等の要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設などと福祉避難所に関する協定を締結します。
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を推進するとともに、避難訓練を実施します。
- ・個別避難計画を作成し、災害時に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるような体制を構築します。

○情報提供体制の強化

- ・河川の状況をモニタリングする河川監視カメラを整備し、情報発信の迅速化を図ります。
- ・防災情報伝達システム（屋外スピーカー・戸別受信機・防災アプリ）や、ホームページ、SNSなど、災害に関する情報伝達手段の多重化、多様化を推進します。

○ハザードマップ等の作成・周知・啓発

- ・避難地、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示した水害ハザードマップを作成・配布します。

8-7 取組みの進め方と防災まちづくりの目標

(1) 取組みの進め方

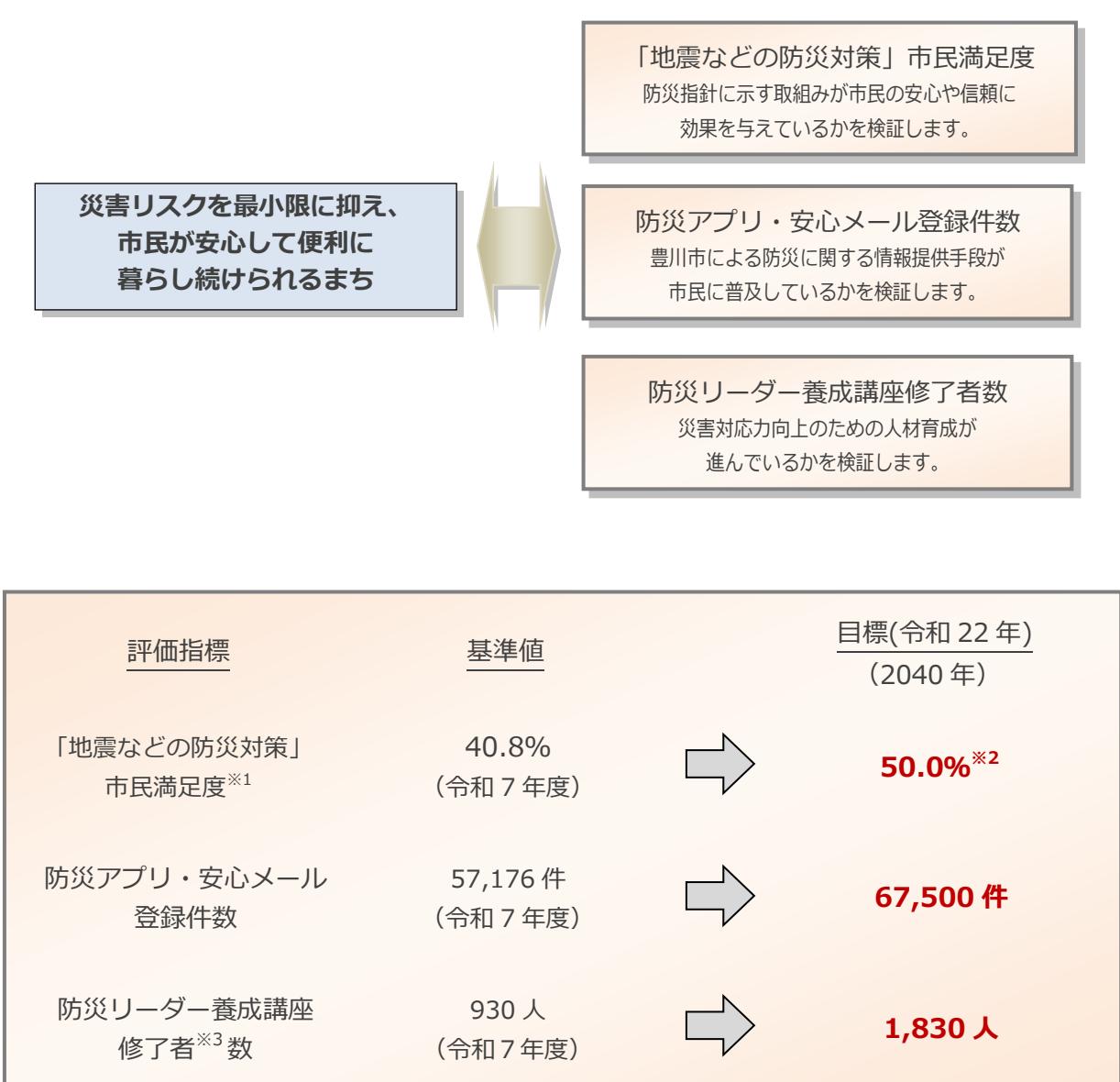
前述の防災まちづくりに向けた具体的な取組みについて、実施主体及び取組みスケジュールを整理します。取組完了までの期間が5年以内のものは短期、10年以内のものは中期、10年以上のものは長期の取組みとして位置づけます。

表 実施主体及び取組みスケジュール

防災まちづくりに向けた具体的な取組み		実施主体	取組みスケジュール		
			短期	中期	長期
回避する取組み	災害リスクを踏まえた土地利用の見直し	豊川市		計画の見直しと合わせて実施	
	災害リスクを踏まえた立地誘導	豊川市		継続的に実施	
災害リスクを低減する取組み	河川・海岸施設の強化	国 愛知県 豊川市		順次実施	
	雨水排水機能の強化	豊川市		順次実施	
	避難路の確保	豊川市		順次実施	
	防災・減災意識の向上	愛知県 豊川市 地域住民 事業者		継続的に実施	
	避難体制の強化	豊川市 地域住民		継続的に実施	
	要配慮者に対する支援体制の強化	豊川市 事業者		継続的に実施	
ハード対策	情報提供体制の強化	国 愛知県 豊川市 事業者		継続的に実施	
	ハザードマップ等の作成・周知・啓発	豊川市		定期的に見直し	
ソフト対策					

(2) 防災まちづくりの目標

本指針で示す防災まちづくりの将来像「災害リスクを最小限に抑え、市民が安心して便利に暮らし続けられるまち」の実現に向けた取組みの効果が発揮されているかを評価するため、以下の数値目標を設定します。



※1 「地震などの防災対策」市民満足度：市民意識調査の「地震などの防災対策」に関する満足の程度の問い合わせについて、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合です。

※2 市民意識調査は隔年実施であるため、令和 21 年（2039 年）の目標値とします。

※3 防災リーダー養成講座修了者数：「とよかわ防災リーダー養成講座」「とよかわ女性防災リーダー養成講座」の修了者数の合計です。

将来目標値の設定方法について

(1) 「地震などの防災対策」市民満足度について

「地震などの防災対策」市民満足度は、令和3年度以上昇傾向にあり、令和7年度は40.8%となっています。この推移を維持するものとし、令和21年度の目標値を50.0%に設定します。

(満足度)

60.0%

55.0%

50.0%

50.0%

47.4%

45.0%

50.0%

40.0%

40.8%

39.5%

37.2%

34.7%

35.8%

39.3%

35.0%

30.0%

H27

H29

R1

R3

R5

R7

実績値

実績値

目標値

R17

R21

(年度)

図 「地震などの防災対策」市民満足度の将来目標

参考：小学校区別の満足度分布について

令和7年度における小学校区別の満足度の分布をみると、小学校ごとに傾向が異なり、満足度が高い小学校区では50%を超え、低い小学校区では30%を下回っています。目標値の達成に向けて、市全体として高い満足度を達成している小学校区程度の満足度を目指すこととなります。

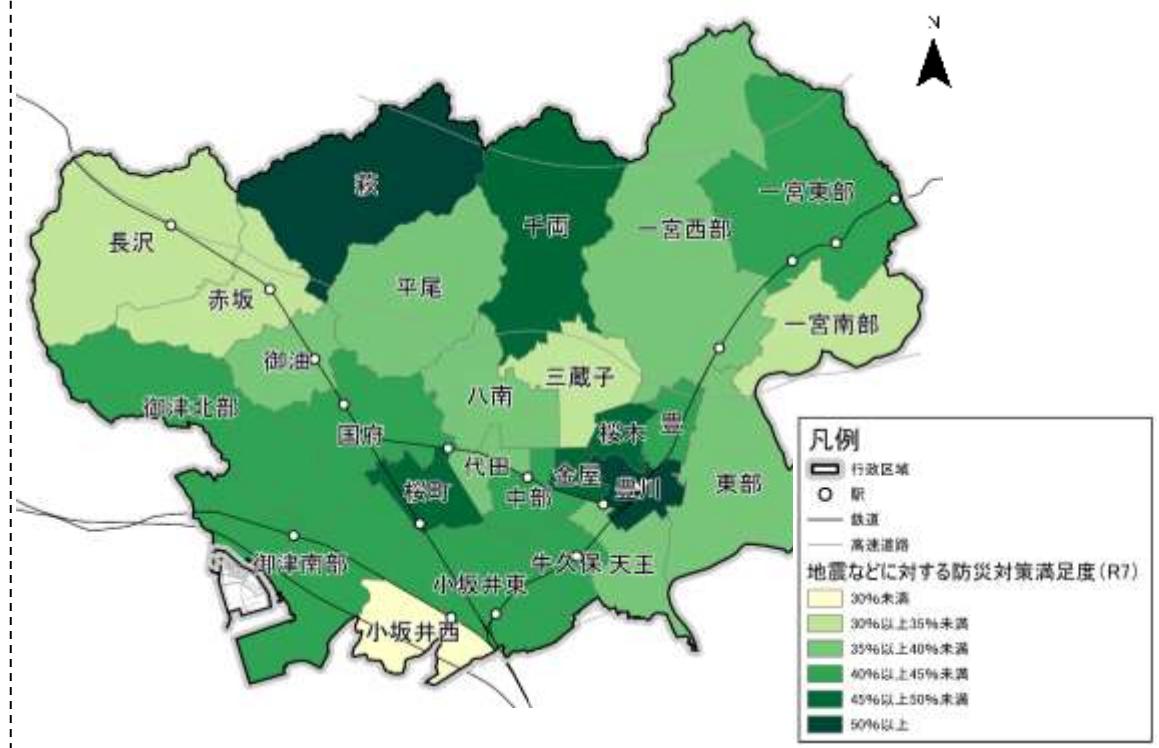
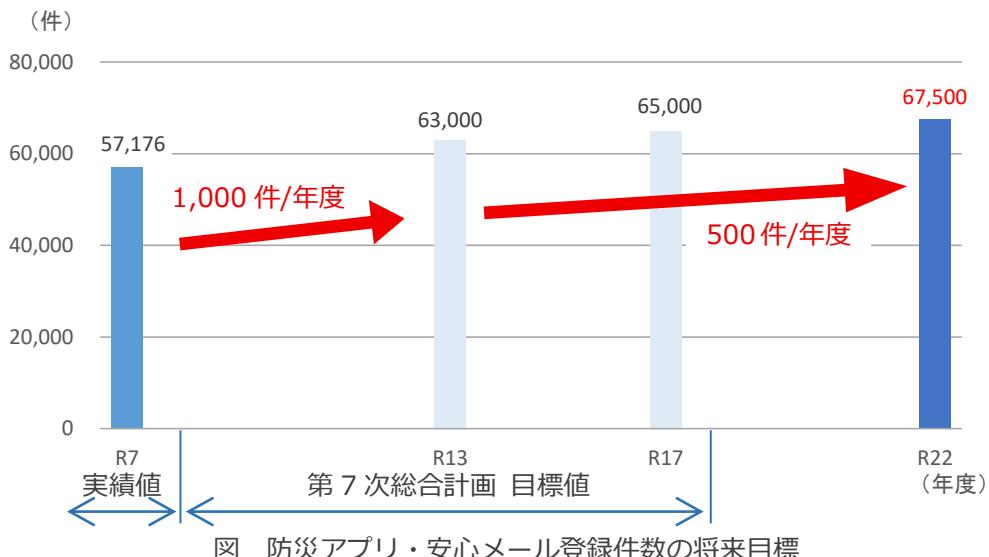


図 小学校区別「地震などの防災対策」市民満足度の分布（令和7年度）

(2) 防災アプリ・安心メール登録件数について

防災アプリ・安心メールの登録は、主に転入者や防災センター見学者の新規登録を見込んでいます。令和7年度から令和12年度までは1,000件/年度、令和13年度以降は500件/年度の登録を目指すこととし、目標値を67,500件に設定します。



【年度あたり登録件数の考え方（令和7年度～令和13年度）】

（令和7年度～令和12年度）

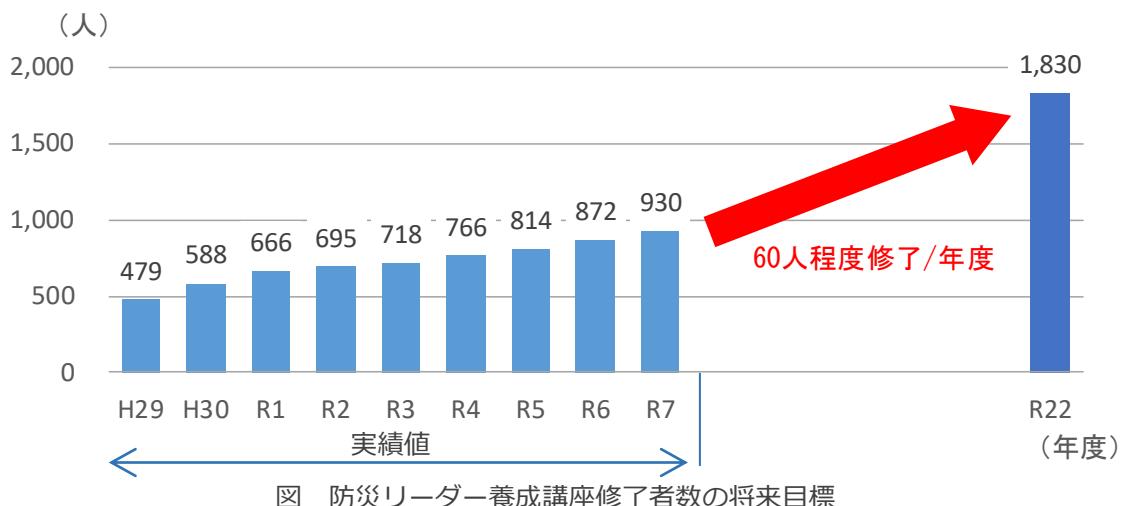
- 転入者：転入者6,000件の1割（600件）登録と想定
 - 防災センター見学者：400件登録と想定
- $$\Rightarrow 600 + 400 = 1,000 \text{ 件}$$

（令和13年度以降）

将来的な人口減少を考慮し、令和7年度～令和12年度の半数（500件）登録と想定

(3) 防災リーダー養成講座修了者数について

「とよかわ防災リーダー養成講座」「とよかわ女性防災リーダー養成講座」の修了者数は毎年度60人程度で推移しています。毎年度の修了者数を令和22年度まで維持するものとし、目標値を1,830人に設定します。



9 計画の推進方法及び目標値の設定

9-1 計画の推進方法

(1) 市民、事業者、行政等による協働のまちづくりの推進

人口減少・少子高齢化の進行等により、公共投資も厳しい財政制約が予想される中で、都市の将来像を実現するためには、計画的かつ効率的な取組みにより目指すべき都市の骨格構造を形成することが必要です。

そのためには市民・事業者・行政が役割と責任を果たしながらも、互いに協力しまちづくりを進めていく協働によるまちづくりが重要となります。各分野の行政機関の連携をさらに強化するとともに、住民やNPOの自主的な活動や市民と行政、事業者と行政等の多様な主体の連携によって展開していきます。

(2) 市民、事業者への積極的な情報発信

本計画に係る制度の周知を図るとともに、市民や事業者のまちづくりへの参画を促進するため、本計画に基づく各事業計画の内容や推進状況、活用可能な支援策等について、積極的な情報発信を行うとともに、幅広く市民の意見を収集します。

(3) 立地適正化計画の進行管理

①都市再生特別措置法における立地適正化計画の評価等

都市再生特別措置法により、立地適正化計画を策定した場合においては、おおむね5年ごとに、施策の実施の状況等についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとされています。

②本市における進行管理の進め方

本計画の計画期間は、令和22年（2040年）までと長期間となるため、以下の進行管理により、都市の将来像「歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市」の実現に向け、将来にわたり効果的な取組みを継続的に推進していきます。

● P D C A サイクルによる進行管理

本市では、おおむね5年ごとに、P L A N（計画）－D O（実施）－C H E C K（評価）－A C T I O N（改善）のP D C A サイクルによる進行管理を行い、施策の実施による効果や課題を評価し、必要に応じて見直しながら計画を推進します。

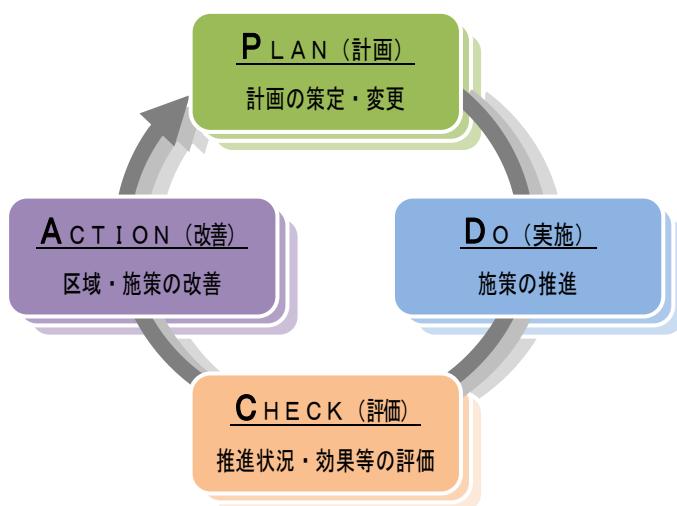


図 計画の推進方法イメージ

【P D C A サイクルの概要】

P L A N (計画)

- 立地適正化計画の策定・変更を行います（おおむね5年ごと）。

D O (実施)

- 本計画に基づく施策を推進します。

C H E C K (評価)

- 居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定や施策の推進に対して、効果や課題を以下の観点により評価します。

【C H E C K (評価) の観点】

①施策の推進状況（1年ごと）

本計画に基づく施策が着実に推進されているか確認します。実施した施策については、その実施成果を把握し、事業費や財源状況等を踏まえ、実施内容が効率的であるかを評価します。実施されていない施策については、推進上の問題点や推進するための条件等を明確化します。

②まちづくりの方針・誘導方針に対する有効性（5年ごと）

- まちづくりの方針・誘導方針に即した居住や都市機能施設の立地動向となるか評価します。
- 国勢調査や都市計画基礎調査等の統計データ、各種調査データを用いながら、居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定に対し、それぞれの設定の考え方に基づき再検討します。
- 目標値の評価を行います。

A C T I O N (改善)

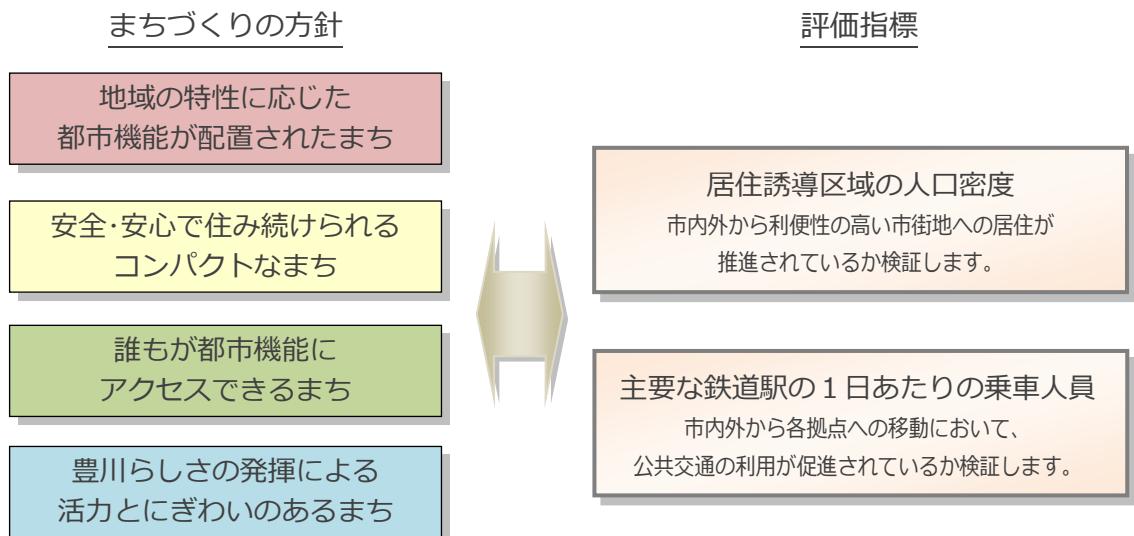
- 評価・検証結果を踏まえ、本計画に示された各区域の設定や施策を改善します。

●計画の見直し

P D C A サイクルによる進行管理の他、都市づくりの指針となる上位関連計画の見直しや、各誘導区域の設定の基本となる区域区分や用途地域の変更、土砂災害特別警戒区域等の防災関連の区域指定等に応じて、隨時本計画の妥当性等について検証し、本計画をとりまく環境の変化に即した内容へと見直しを行います。

9-2 目標値の設定

本計画にて設定した4つのまちづくりの方針を実現するための各種取組みの効果が適切に発揮され、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感しつつ、生涯にわたり住み続けたくなるような持続発展都市となっているか評価するため、以下の指標及び目標値を設定します。



評価指標	基準値	現況値	目標(令和 22 年) (2040 年)
居住誘導区域の 人口密度	49 人/ha (平成 22 年国勢調査)	52.6 人/ha (令和 6 年度)	49 人/ha
主要な鉄道駅※の1日 あたりの乗車人員	19,126 人 (平成 26 年度)	19,462 人 (令和 6 年度)	20,000 人

※ 主要な鉄道駅：各都市機能誘導区域の中心である以下の 11 駅を対象とします。
JR 豊川駅、三河一宮駅、愛知御津駅、西小坂井駅、小坂井駅
名鉄 豊川稻荷駅、諏訪町駅、八幡駅、国府駅、名電赤坂駅、伊奈駅

計画策定時における将来目標値の設定方法について

(1) 居住誘導区域の人口密度の将来目標について

社人研推計（社会移動あり）による令和 22 年時点の人口が 158,772 人であるのに対し、豊川市人口ビジョン（平成 28 年度時点）の目標値は、168,770 人であり、目標の達成には 9,998 人を増加させる必要があります。また、社人研推計（社会移動あり）に基づく、令和 22 年時点の居住誘導区域に係る居住地別の人口は右表のとおりです。

将来人口の目標値及び居住地別の人口分布に関する設定にあたっては、過去に整理された人口動向分析や誘導目標等を踏まえ、以下のとおり、将来目標を設定します。

■居住地別人口：令和 22 年（2040 年）

	R22 人口
総人口	158,772 人
居住誘導区域内人口	119,494 人
居住誘導区域外人口	39,278 人

【目標値の設定方法】

- ①将来人口の維持に向けた目標値に対応する必要人口（9,998 人）を、全て居住誘導区域の人口増加として設定する。
 - ②居住誘導区域外の居住者の 12%（ $39,278 \times 12\% = 4,713$ 人）が居住誘導区域へ転居とする。
※12%：第 11 回豊川市市民意識調査（平成 27 年度実施）の定住意向の設問において、「できれば移りたい」「わからない」と回答した人の割合
 - ③社人研推計による居住誘導区域内の人口（119,494 人）に、①～②の人口を加算した人口（ $119,494 + 9,998 + 4,713 = 134,205$ 人）が居住誘導区域内に居住とする。
- 居住誘導区域の人口密度 = 134,205 人 / 2,751ha
= 49 人/ha ※おおむね現状維持として目標を設定

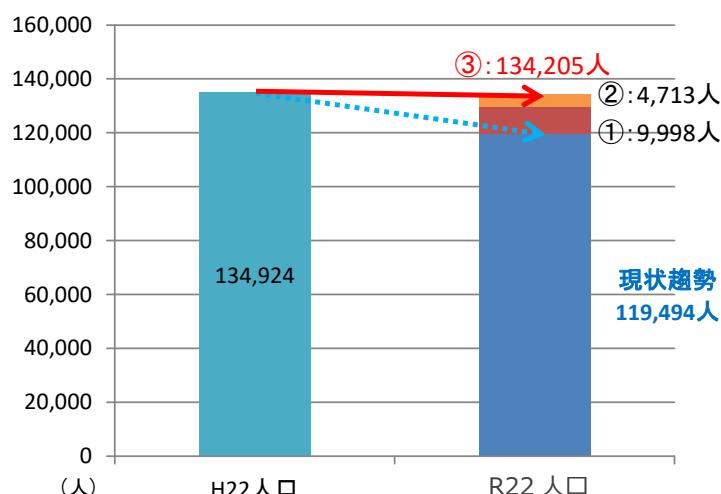


図 居住誘導区域内の人口の将来目標

9 計画の推進方法及び目標値の設定

参考：豊川市人口ビジョン（平成 28 年度時点）における目標人口の算定について

① 合計特殊出生率について

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では平成 42（2030）年に合計特殊出生率を 1.8、平成 52（2040）年に 2.07（人口置換水準）へ上昇させるモデルが示されています。本市においても国の少子化対策等と連携し、積極的に施策を展開することで、平成 32（2020）年に 1.75、平成 42（2030）年に 1.91、平成 52（2040）年に 2.07 を達成すると仮定しています。

図表 8

出生率	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 42 年 (2030 年)	平成 52 年 (2040 年)
豊川市	1.57	1.62	1.64	1.75	1.91	2.07
全国平均	1.39	1.41	1.43	1.60	1.80	2.07

※平成 23～25 年は愛知県の人口動態統計、子ども課資料による。平成 32 年以降は推計値。

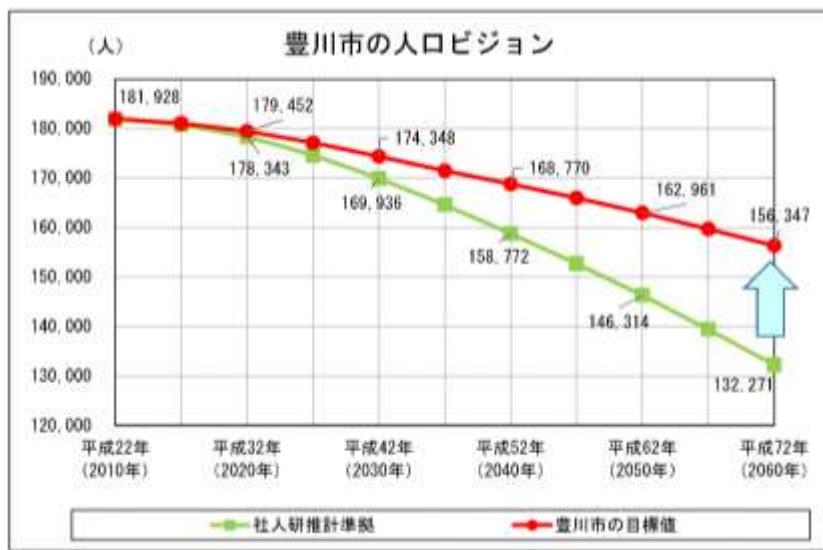
② 社会動態と年齢区分別人口の見通しについて

年齢区分別人口の見通しについて図表 9 に示します。若い世代の希望が叶うような雇用、就労環境を確保し、出産や子育て環境の充実を図ることで、社会動態が安定化（0 から 44 歳の純移動率のうち、マイナスとなっているものをゼロに改善）すると仮定しています。

図表 9

	平成 22 年 (2010 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 42 年 (2030 年)	平成 52 年 (2040 年)	平成 62 年 (2050 年)	平成 72 年 (2060 年)
総人口	181,928	179,452	174,348	168,770	162,961	156,347
年少人口 (0～14 歳)	27,299 15.0%	25,373 14.2%	24,302 13.9%	25,215 14.9%	25,171 15.4%	24,028 15.4%
生産年齢人口 (15～64 歳)	116,221 63.9%	105,942 59.0%	100,726 57.8%	90,883 53.9%	86,301 53.0%	85,699 54.8%
老年人口 (65 歳以上)	38,409 21.1%	48,138 26.8%	49,321 28.3%	52,672 31.2%	51,489 31.6%	46,620 29.8%

※平成 22 年は社人研により国勢調査結果の年齢不詳を按分した結果による。また、各年齢区分別人口の合計は、端数処理により総人口と合致しない場合がある。

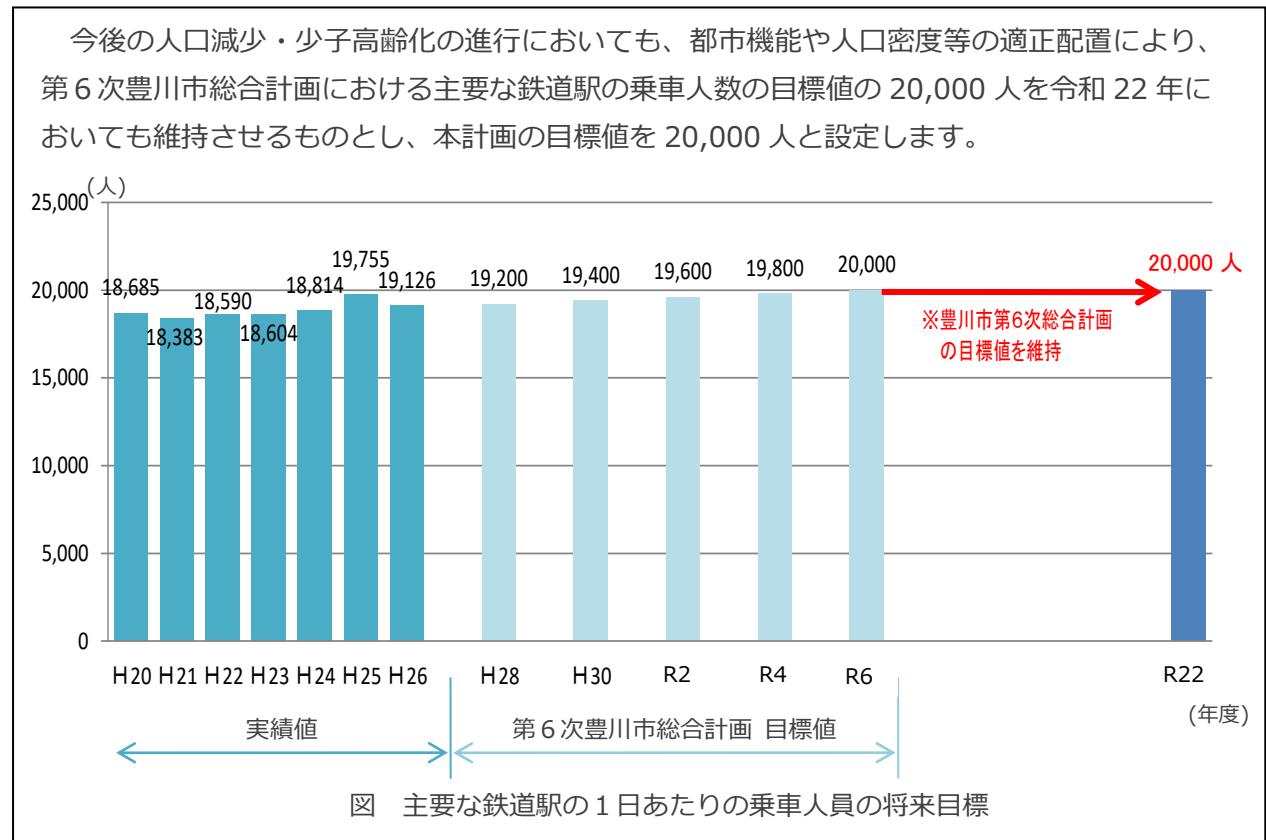


(豊川市人口ビジョンより)

(2) 主要な鉄道駅の1日あたりの乗車人員の将来目標について

都市機能誘導のための施策を実施することにより、計画の目的である持続可能な都市の形成を目指すことから、各拠点への集約・交流を示すための主要な鉄道駅1日あたりの乗車人員を将来目標値として設定します。

【目標値の設定方法】

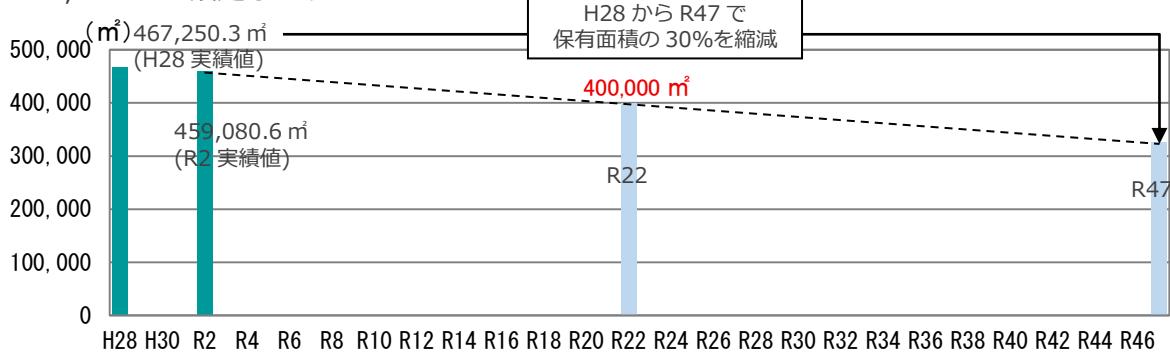


参考指標：公共建築物の保有面積（延床面積）について

持続可能な行政運営に向けた財政負担の状況を把握するため、豊川市公共施設等総合管理計画で対象とする公共建築物の延床面積を参考指標として設定します。

【目標値の設定方法】

豊川市公共施設等総合管理計画の保有面積の縮減目標の 30%を踏まえ、本計画の目標値を 400,000 m²と設定します。



令和7年度改定時の確認内容

(3) 目標値の達成状況について

目標値に対する令和6年度時点での、目標値の達成状況を確認します。

《居住誘導区域の人口密度》(目標値1)

平成29年(2017年)より令和6年(2024年)の居住誘導区域内の人口は以下のとおりとなっています。人口の将来見通しは人口減少の傾向が示されていますが、現状では居住誘導区域内の人口及び人口密度はほぼ横這いで推移しており、いずれの年度も目標値以上の人口密度で推移しています。



※人口は、住民基本台帳に基づく人口を採用しています。

※居住誘導区域面積は、令和3年3月改定時の面積(2,779ha)で計算しています。

図 居住誘導区域の人口と人口密度の推移

《主要な鉄道駅の1日あたりの乗車人員》(目標値2)

平成29年(2017年)より令和6年(2024年)までの乗車人員の実績値を追加しています。

コロナ禍の影響により令和2年(2020年)以降の利用者数が大きく減少しています。令和6年(2024年)時点では目標値(20,000人)に達していませんが、令和元年(2019年)の水準に回復傾向となっています。

